

イハト〜ブ

巻頭言・寄稿

県薬の動き・理事会報告
部会の動き・支部の動き
薬連だより
知っておきたい医薬用語
職場紹介・リレーエッセイ
会員の動き・求人情報

創刊号
2007

編集・発行／社団法人岩手県薬剤師会 平成19年5月31日



チャグチャグ馬コ（盛岡市・滝沢村 6月第2土曜日）

国の無形民俗文化財の伝統行事。色とりどりの装束と鈴を付けた100頭ほどの馬のパレード。約200年の伝統を誇る馬産地にふさわしい馬コの祭りである。

岩手県医薬品卸業協会

株式会社 アスカム

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-4-12 ☎019(638)8181

株式会社 小田島

〒025-0311 岩手県花巻市卸町68 ☎0198(26)4211

株式会社 KS東北第一営業部

〒025-0314 岩手県花巻市二枚橋第五地割 6-26 ☎0198(26)1166

株式会社 恒和薬品

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南4-10-2 ☎019(639)0755

株式会社 ショウエー岩手県ブロック

〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ2-7-15 ☎019(641)4455

株式会社 白石薬店

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字町37 ☎0191(52)3138

株式会社 スズケン岩手

〒020-0125 岩手県盛岡市上堂4-5-1 ☎019(641)3311

千秋薬品 株式会社 盛岡支店

〒020-0161 岩手県岩手郡滝沢村篠木字上黒畑135-8 ☎019(687)4800

株式会社 バイタルネット

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-1-12 ☎019(638)8891

「^か粛々と今日に懸け——^{かけ}明日に翔る

(社) 岩手県薬剤師会会長 村 井 晃

記録的な暖冬のあとの早い春も、ゴールデンウィークも過ぎ、いつの間にか新緑の時節を迎えております。平成19年度もすでに2ヶ月が経過しました。この時期は毎年世の中の動きが激しくなりますが、今年は私たち薬剤師にとっても例年になく油断ならない状況となってきております。

4月初旬、日本薬剤師会雑誌4月号に黄色い表紙の別冊が同封されて届きました。「薬局における医療安全管理指針のモデル」及び「『医薬品の安全使用のための業務手順書』作成マニュアル」であります。

昨年、改正された医療法等に対応して、昨年度末から今年度初めにかけて、関連する政省令が次々と提示されましたが、日本薬剤師会は、会員がこれらに遺漏なく対応するよう、その対策の一つとしてこのマニュアルを配布しました。

既にご案内のとおりですが、岩手県においても保健衛生課の主導により、薬局に対して医療の安全を確保することを目的とした説明会が開催されることになっております。今後は、「薬局機能情報公表制度」への対応方法も明らかになってくると思われま。

医療制度の話としては、今は来年4月に実施される「後期高齢者医療制度」がトレンドであります。これがどのような制度になるのか、今のところは具体的なものは示されてはいませんが、診療報酬体系としては、原則「包括払い」にするという意見が強いとも伝えられております。調剤報酬はどのようになるのでしょうか。

来年の3月には、診療報酬の改定が予定されております。診療報酬については、平成12年を最後にプラスの改定が行われていないわけで、薬価の改定も加わって最近の薬局経営は非常に厳しいものとなってきました。

また、診療報酬体系は病院薬剤師にとっても重大問題であります。病院薬剤師の技術報酬が新体系のなかでどの程度確保されるのか。

一方、今年4月に岩手医科大学薬学部が開設されたことは、薬学生の実習における岩手医大の本

会に対する期待もあり、薬学教育6年制への対応も非常に具体的かつ緊急な課題となっております。

つまり、今、我々薬剤師は種々の改革の中であり、その社会的責任は日を経るごとに重くなってきております。

少し古くさいかもしれませんが、「モラトリアム」という言葉があります。ご存知でしょうか。もともと経済学の用語で「支払猶予期間」のことを指していましたが、小比木啓吾氏により心理学のことばとして定着しました。

「大事なことを引き伸ばしに引き伸ばしてやらないでいる状態」の意。

今、薬剤師には、今すぐに取り組みねばならないこと、そして必ずしも即座にはキャッシュに結びつきそうにもないテーマが大小混沌として目の前にぶら下がっているように思うのです。

先日、当県に参議院議員の藤井基之先生がいらっしゃいました。先生のお話をうかがっていつも感ずるのは、「薬剤師の将来はこの先生あってのことだなあ。」ということであります。

藤井先生が来県される時には、どうしても役員中心の会合となってしまいますが、このたび、6月24日に開催する第59期通常総会には、医療法等改正後の情勢について藤井先生の特別講演をいただく予定となっております。十分広い会場を手配しておりますので、皆様には是非ともこの総会に参加し、藤井先生の活動を理解し且つ応援していただきたいと思っております。

全国の薬剤師会から「岩手はモラトリアム薬剤師だ」などと言われることのないように……。

最後になりましたが、この度県薬誌を一新することになりました。広報担当の先生方が1年かけて検討した結果であります。

県薬誌は、会の事業をお知らせするほか、会員相互の理解と協調のための大切なアイテムであります。会員参加型の企画も取り上げられ、委員の先生方も熱心に取り組んでおられます。

皆様の応援を宜しくお願いいたします。

★★★ もくじ ★★★

巻頭言 岩手県薬剤師会会長 村井 晃……………1	知っておきたい医薬用語 (26) ……………25
第59期通常総会開催のご案内 ……………2	気になるサプリメント13 ……………26
健康食品等の利用と薬剤師の役割	最近の話題から……………27
(独) 国立健康・栄養研究所 梅垣敬三……………3	職場紹介……………29
新設 岩手医科大学薬学部……………10	話題のひろば……………30
県薬の動き 会務報告……………12	リレーエッセイ 久慈みどり……………33
理事会報告……………13	会員の動き……………34
平成19年度年間行事予定……………14	保険薬局の動き……………38
平成19年度県薬事業……………15	求人情報……………39
部会の動き……………17	図書紹介……………40
支部の動き……………19	編集後記……………41
薬連だより……………21	お知らせ……………41
質問に答えて……………23	

第59期社団法人岩手県薬剤師会通常総会のご案内(予告)

別途開催案内は郵送致しますが、下記のとおり概要をお知らせいたしますので、スケジュールの調整方宜しくご配慮願います。

記

日 時	平成19年6月24日(日) 午後1時から
場 所	盛岡建設労働者研修福祉センター (略称:建労センター) 〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町17-9 TEL 019-653-6114 FAX 019-625-1792
表 彰	(第40回岩手県薬剤師会賞) (平成19年度日本薬剤師会有功賞)
議 事	議案第1号 第33回通常代議員会報告 議案第2号 平成18年度岩手県薬剤師会歳入・歳出決算案承認について
特別講演	『医療法一部改正後の動向について』 講師 参議院議員 藤 井 基 之 先生

※ 特別講演終了後

『藤井もとゆきさんを励ます会』

を開催いたします

健康食品等の利用と薬剤師の役割

(独)国立健康・栄養研究所 情報センター
健康情報プロジェクト 梅垣敬三

1. はじめに

健康食品という用語から、その食品だけを摂取すれば健康になれるといった間違っただけ的印象をもつことがあります。そのため健康食品という用語は使用すべきでないという主張する方もいます。しかし、健康食品という用語は既に社会に定着しており、その用語を使わないようにすることは困難です。また、健康食品以外の用語の使用を考えたとしても、その用語の内容が消費者に正しく理解されなければ何の解決にもなりません。現状で最も重要なことは、健康食品という用語が意味する食品はとて多様であるという実態、ならびに国が行っている食品の制度を消費者に正しく認識してもらうことです。優れた健康食品、あるいは制度は、その内容が消費者に正しく認識されてはじめて意味があります。すなわち、消費者に正しい情報・知識を伝えていくことが、健康食品等が抱えている問題を解決するポイントになるのです。消費者に情報を伝える方法としては、印刷物の配布やインターネットを介した情報提供があります。実はそれらの方法よりも、より確実に効果的な情報提供の方法があります。それは専門職を介して消費者の方に直接個別に情報提供する方法です。特に薬局等の薬剤師の方は情報提供者として、とても大きな役割を担うことができ、また担わなければならない立場であると思います。そこで本稿では、薬剤師の方が健康食品について一致した認識を持ち、消費者の方に適切な情報提供ができるように、健康食品の現状、消費者への情報提供として著者らが行っています「健康食品の安全性・有効性情

報 (<http://hfnet.nih.go.jp/>)」の意義と内容についてご紹介します。

2. 健康食品・サプリメントとは？

健康食品やサプリメントという言葉には行政的な定義がなく、それらが意味している食品の実態は極めて曖昧です。一般には「健康の保持増進に資する食品全般」が「健康食品」、また錠剤やカプセルの形態をしたビタミンやミネラル等が「サプリメント」を意味しています。行政で言っている「いわゆる健康食品」とは、国が認めている保健機能食品（特定保健用食品＋栄養機能食品）以外の健康食品を指しています。すなわち「健康食品」＝保健機能食品＋いわゆる健康食品、のような解釈です。アメリカではDietary Supplementを、「従来の食品・医薬品とは異なるカテゴリーの食品で、ビタミン、ミネラル、アミノ酸、ハーブ等の成分を含み、通常の食品と紛らわしくない錠剤やカプセル等の形状のもの」と定義しています。またヨーロッパではDietary Supplementとほぼ同じものをFood Supplementとしています。一方、我が国ではサプリメントという用語に明確な定義がないため、ゼリーあるいは飲料のような明らかな通常の食品についても、サプリメントと認識されていることがあります。つまり日本では、人によって健康食品・サプリメントとしてイメージする食品が異なっているのです。そのため、薬剤師の方が消費者の方と話をされる際は、相手がどのような食品を健康食品、あるいはサプリメントと認識しているかを確認し、それから情報提供等を

する必要があります。例えば、話し相手が、健康食品を通常の明らかな食品形態であるニンニク、キノコ、牛乳と考えているのに、その方に錠剤やカプセルの健康食品を意識して情報提供したとき、聞き手は混乱する可能性があります。通常の食品形態をしているものには、味・香り、体積があります。極端な事例は別として、よほど好きでも同じものを過剰に摂取することはなく、それほど神経質にならなくてもよいのです。一方、特定成分を濃縮した錠剤やカプセルの健康食品・サプリメントは、法的には食品に分類されていても、もはや食品の特徴（容積、味・香り）を失っているため、その適切かつ安全な利用には専門職のアドバイスが必要になってきます。

3. 国の保健機能食品制度について

国が認めている保健機能食品は、2001年に厚生労働省によって創設された新しい制度による食品の名称で、特定保健用食品（トクホと呼ばれているもので1991年に創設）と栄養機能食品を合わせたものです。つまり、保健機能食品=栄養機能食品+特定保健用食品、となります。原則として、食品に医薬品のような身体の構造や機能に影響す

る表示をすることは認められていません。これは消費者が、そのような表示をした食品を医薬品と誤認し、病気の治療や治癒目的に利用してしまう可能性があるからです。ただし例外として、国が認めた特定保健用食品と栄養機能食品、特別用途食品（病者用、乳児用、アレルギー用など、特別の用途に適するという表示を厚生労働大臣が許可した食品）については、認められた範囲で機能等の表示をすることができます（図1参照）。

特定保健用食品には、「血糖値が気になる方の食品」、「血圧が気になり始めた方の食品」などのように、特定の保健効果を期待できる旨の表示ができます。ただし、製造や販売者が自由に表示してよいわけではなく、個別の製品に対して、有効性は厚生労働省、また安全性は内閣府食品安全委員会が評価し、許可を受けた表示をすることができます。特定保健用食品は、安全性や有効性が単に成分としてだけでなく、「私達が市場で手にする個別の製品」として評価・許可されていることに意義があります。

特定保健用食品については2005年2月、食品機能について正確で十分な情報を、より積極的に国民に提供する観点から、新たに、「条件付き特定

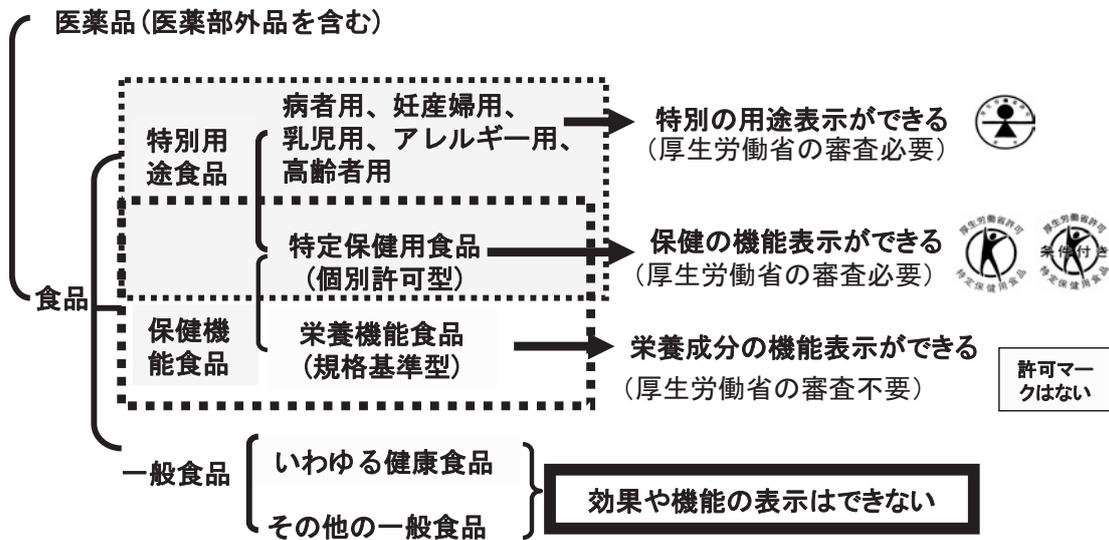


図1 食品と医薬品の大きな分類

保健用食品」、「規格基準型特定保健用食品」、「疾病リスクの低減効果の表示」が認められるようになりました（図2参照）。条件付き特定保健用食品は、これまでの特定保健用食品の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルまでには届かないが、一定の有効性が確認される食品に対して限定的な科学的根拠である旨の表示を許可したものです。また規格基準型特定保健用食品は、これまでの特定保健用食品で許可実績が多く、科学的根拠が蓄積されている関与成分（例えば、お腹の調子をを整えることを意図した難消化性デキストリンやオリゴ糖など）を含む食品については、薬事・食品衛生審議会の個別の審査を行わず、厚生労働省新開発食品保健対策室において規格基準に適合するか審査して許可するものです。これは審査を迅速に行うための措置です。規格基準型特定保健用食品では、有効性に関する資料は省略できることになっていますが、安全性については当該製品による過剰摂取試験が求められています。つまり、安全性については簡略化せず、十分にチェックすることになっているのです。疾病リスク低減表示は、これまで特定保健用食品でも許可されていなかった表示です。医学的・栄養学的に確立されて

いることが示された場合には、その表示を認めるというもので、現時点では、「カルシウムと骨粗鬆症」、「葉酸と神経管閉鎖障害」の2つの表示が対象となっています。これらの情報の詳細は、厚生労働省のページをご覧ください（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkino/hyouziseido-1.html>）。

もう一つの保健機能食品である栄養機能食品は、栄養素の補給・補完を目的に利用する食品です。表示対象となる栄養成分は、ビタミンKを除くビタミン12種類（水溶性ビタミンのB1、B2、B6、B12、ビタミンC、パントテン酸、葉酸、ナイアシン、ビオチン、ならびに脂溶性ビタミンのA、E、D）とミネラル5種類（鉄、カルシウム、銅、亜鉛、マグネシウム）です。栄養機能食品には、定められた栄養成分の機能表示や注意喚起表示をして、対象となる栄養成分含量が食品中に基準量含まれていなければなりません。その基準を満たしていれば、国への届け出は必要なく、自由に製造・販売することができます。つまり、特定保健用食品と異なり、栄養機能食品は国が個別製品の審査をしていません。以前、体によいと言われている〇〇エキスなどを製品の前面に記載し、「国

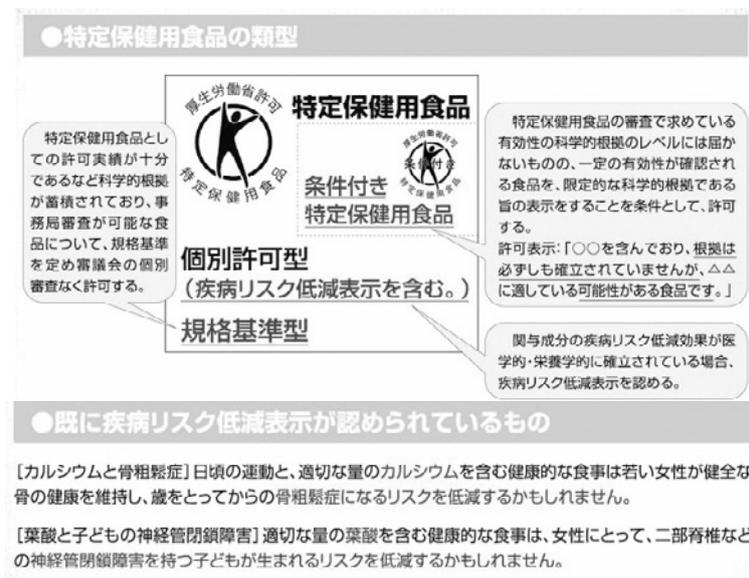


図2 新しい特定保健用食品の表示

が認められた「栄養機能食品」として製品を販売している事例がありました。その製品には確かに、ビタミンは栄養機能食品としての基準量が入っていましたが、消費者が〇〇エキスは国が認めた補給・補完する成分と勘違いしてしまう状況になっていました。このようなことが起こるのは、特定保健用食品のように国への届け出や審査が行われていないことが原因です。そのため現在は、「栄養機能食品（ビタミンやミネラルの名称）」と表示し、消費者が何の補給・補完に利用する製品であるかを理解しやすく表示しなければならないこととなりました。

4. 医薬品と健康食品の違いについて

生体に対する作用が強い成分は、専ら医薬品として分類され、基本的に食品に利用できないことになっています。そのような場合は、医薬品と健康食品の違いがわかりやすいと思います。一方、ビタミン、チオクト酸、コエンザイムQ10のように医薬品（医薬部外品）としても健康食品としても流通している成分があり、健康食品と医薬品の違いがよくわからなくなってしまうことがあります。医薬品と健康食品の違いとしては、1) 製品の品質、2) 信頼できる有効性・安全性の科学的根拠の情報量、3) 適切な利用環境、以上の3点があげられます。製品の品質の違いは、特に注目すべき事項と思います。

医薬品の製造・販売は、国の承認を受け、製造管理及び品質管理に関する基準であるGMP(Good Manufacturing Practice)に則り、原材料の受け入れや製造・管理が行われています。これは、国の承認を受けた通りの規格で安定した高品質の製品が製造・販売されるようにするためです。一方、食品に分類される健康食品については、例えば、同じメーカーの同じ名称の製品であっても、品質が同等でないものも存在していることがあります。

健康食品に利用される原材料には、天然物を利用することが多いのですが、天然物に含まれる成分は産地や収穫時期によっても異なり、有効成分量が安定していないだけでなく、有害成分が混入してしまう可能性もあります。全てではありませんが、健康食品・サプリメントには品質が明確でない製品があり、そのような製品については有効性を考える以前に、安全性が危惧されます。

健康食品・サプリメントは科学的根拠となる情報量がそれほどありません。一般の方は医薬品には副作用があるが、食品は安全で副作用がなく、食品に分類されている健康食品・サプリメントについても副作用がないと誤解していることがあります。日常摂取している食品で有害作用を検討していないのは、容積や味・香りがあるため、有害な影響が発現するほど特定成分を摂取しないためです。しかし、特定成分を濃縮した健康食品・サプリメントについては、有害な影響が発現する可能性もあり、検討する必要があります。しかし、一般的には十分な検討が行われていないため、有害作用があるのかわからない状況になっています。有効性についても、医薬品のような十分な検討は行われていません。特定保健用食品にしても、健常人を対象とした小規模な検討が行われている程度です。

利用環境についてみれば、医薬品は医師ならびに薬剤師の管理下で有効性を求め、副作用が発現しないように注意して利用されています。一方、健康食品は誰でも自由に利用できるものです。そのため健康食品の利用により悪影響が出たとしても、その影響と健康食品との因果関係がわからない状況となっています。この利用環境の違いは、製品の有効な利用、安全な利用において大きな意味を持っています。

5. 健康食品の安全性・有効性情報のページについて

(独) 国立健康・栄養研究所では健康食品が関係する多様な問題・課題を踏まえ、16年7月14日から「健康食品の安全性・有効性情報」というwebサイト (<http://hfnet.nih.go.jp/>) を開設して、健康食品が関係する情報提供を行っています。情報提供の考え方は、バランスのとれた日常の正しい食生活や運動を含めた生活習慣の推進が、健康の保持増進の基本であるという考え方を前提に、氾濫している健康食品の安全性・有効性に関する情報を、科学的根拠に基づいて整理し、国の保健機能食品制度等を踏まえて情報提供することになっています。情報の作成と提供は、消費者を重視し、より安全性にポイントを置いています。

Webで情報提供する方法は、迅速かつ効果的に情報提供できる一方で、提供した情報が誤解されたり、正しく伝わらなかったりするという問題もあります。そこで研究所では図3に示したように、現場の専門職を介して消費者に個別に情報提供する方法も採用しています。この2つの方法を併用することにより、消費者に対して健康食品等に関する正しい知識や情報の提供が可能になると考え

ています。特に現場の専門職を介して個別に情報提供する方法は、個々の消費者に正確に情報を伝えることができ、また現場の専門職を介して、消費者が求めている情報を把握することもできます。現場の専門職と連携するシステムは、消費者とのコミュニケーションの役割が期待できるのです。この現場の専門職として、薬局等の薬剤師の方のご協力を期待しています。

実際のWebページとしては一般公開ページと主に専門職から構成する登録制(無料)の会員ページの2つがあり、会員ページは一般公開ページの右上からログインすることができます。会員ページは、一般公開ページの掲載情報が公正なものに改訂でき、また継続的な情報の収集・提供、会員間の意見交換ができることを期待して作成しています。今年の4月末のネット会員は、約2900人であり、内訳は薬剤師、栄養士・管理栄養士、医師、保健師、大学教員、NR(栄養情報担当者)など多岐にわたり、地域は北海道から沖縄まで全国に分布しています。会員ページでの情報交換、トップページの見やすさを改善するため、今年の3月にはデザイン等を大幅に修正しています(図4)。

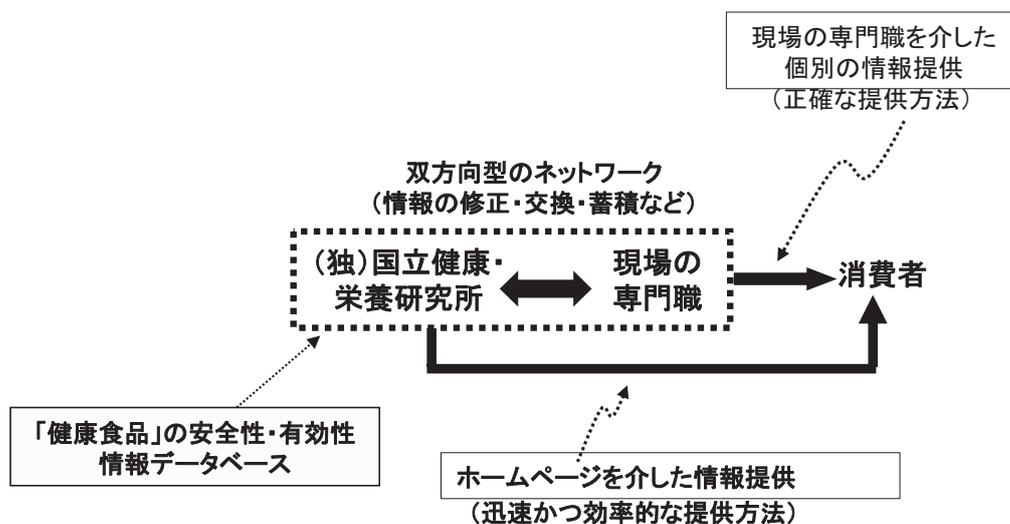


図3 データベースを介した2つの情報提供システム

会員間の情報交換



一般公開ページ

登録制の会員ページ

図4 新しいデザインの「健康食品」の安全性・有効性情報のページ

提供している具体的な内容は表1に示したとおりです。利用に関する基礎知識では、国が行っている保健機能食品制度など、健康食品を正しく理解する上での基本情報を掲載しています。国が行っている制度が消費者に理解されていれば、安全で優れた健康食品のみが選択・利用される状況にな

ると思います。安全性情報・被害情報では、国内外において問題となった健康食品等の情報を掲載し、類似した問題の発生防止と拡大防止を期待しています。話題の成分に関する情報は、健康食品等について総合的に解説した内容、ならびに特定保健用食品の個別製品情報を掲載しています。特

表1 健康食品の安全性・有効性情報（ ）のページの内容と目的

1. 「健康食品」の基礎知識	<p>国の保健機能食品の制度と内容、健康食品について注意すべき基本事項。</p> <p>・・・多様な「健康食品」を正しく理解して頂くこと。</p>
2. 安全情報・被害情報	<p>国内外で出されている健康食品」が関連した最新の注意喚起情報。過去に起きた健康食品の被害関連情報。</p> <p>・・・健康食品が関連した健康被害の未然防止と拡大防止すること。</p>
3. 話題の成分に関する情報	<p>特定保健用食品の個別製品情報（約210製品）。ビタミン・ミネラル、話題の健康食品素材の情報をミニレビュー的に解説した内容。</p> <p>・・・特定保健用食品の詳細がわかるようにすること、話題の成分情報について、どこまで科学的に明らかにされているかを示すこと。</p>
4. 健康食品素材情報データベース（約330素材）	<p>健康食品素材(原材料)に関する科学的根拠のある情報を網羅的に収集して出典を付けて公開したもの。</p> <p>・・・有効性についてはヒト試験と動物実験等を区別して示し、現時点でどこまで科学的に明らかにされているかを示すこと。また知識基盤として研究者等にも利用できるようにすること。安全性については、利用者が類似した被害を受けないように予めリスクを理解できるようにすること。</p>

定保健用食品の情報は、特定保健用食品の許可を取得したメーカーに詳細な情報提供を依頼し、情報提供があった製品についてのみ、その個別の商品情報を掲載しています。

健康食品素材情報データベースでは、健康食品に利用される素材（原材料）の概要、主要成分の分析方法、有効性情報や安全性情報を網羅的に収集し、出典がわかるようにして掲載しています。現状では、多くの消費者が、動物や試験管内とヒトでの実験データを区別して解釈することが困難なことから、有効性情報についてはヒトで得られた情報を主体にし、動物実験や試験管内実験の情報は参考情報として明確に区別できるようにしています。安全性情報については、できるだけ取り入れることとし、掲載内容としては医薬品との相互作用、安全性が危惧される利用対象者に関する情報があります。知りたい情報を探したいときはトップページの右上にある「キーワード検索」を利用して頂ければ、データベース内の全ての情報を検索できます。現在の素材情報データベースには約330素材の情報がありますが、新しい知見が得られたときには追加や更新を行っています。なお、健康食品に利用される原材料は、品質や規格がさまざまであることから、ここに掲載している情報はあくまで素材（原材料）の情報であり、必ずしも製品情報とはなりません。

6. おわりに

国の保健機能食品制度はよくできていると思いますが、その内容を正しく理解しているのは、行政関係者と業界関係者がほとんどであり、最も理解すべき消費者は十分に理解しているとは思われません。その理由は、国の厳しい審査を受けた特定保健用食品よりも、全く科学的根拠もない「いわゆる健康食品」の方が注目され、違法に医薬品を添加した食品が海外から個人輸入される状況が

あるからです。健康食品・サプリメントの関連で早急に改善すべき事項は、公正で科学的根拠のある情報を個々の消費者に効果的に伝えることと思います。その情報伝達において消費者との接点が多い薬剤師の方の役割が大きいことは間違いありません。他方、薬剤師のみが担う役目として、薬の安全で効果的な利用があります。現実的に考えると、健康食品・サプリメントの利用者は健康な人でなく、健康に不安を持っている人、あるいは病気で薬を用いた治療を行っている人と思われます。そのような場合は、医薬品と健康食品・サプリメントとの相互作用が心配されます。今のところ、医薬品と健康食品・サプリメントの相互作用については、ほとんどわかっていないといっても過言ではありません。これは、健康食品・サプリメントの品質が不明確なため、薬と薬の相互作用のような考え方ができないからです。また研究としてもそれほど進んでいるとは言えません。そのような中で、日々、薬を処方されている薬剤師の方の注意深い観察により、これまで明らかにされていなかった相互作用が発見できる可能性は高いと思います。これは、薬剤師の方でなければ対応できない、また薬剤師が対応すべき事項です。健康食品・サプリメントは今後益々注目され、その市場規模も拡大していくと考えられます。そのような状況で、薬剤師の方の活躍を期待し、また（独）国立健康・栄養研究所の「健康食品の安全性・有効性情報」のwebを介した取り組みに積極的にご協力頂けることを期待しています。



新設 岩手医科大学薬学部



「日本一の薬学部を作りましょう」

岩手医科大学薬学部長 二井将光

「日本一の薬学部を作りましょう」、という大堀理事長の御言葉から、私達の努力が始まりました。開設準備室が活動を始めたのは、二年以上前のことでした。最近になって、薬学部が次々と作られています、教育・研究の高い理想に燃え、医学部と歯学部の全面的な協力を得て作られたのは、広い日本で、岩手医大・薬学部だけです。これは私達が自信を持って言えることです。

四月から、学部長をつとめさせていただくことになり、大変に光栄に思うと、同時に責任の重さを実感しています。これから病院や薬局で行われる実務実習の指導者として、さらには将来の就職先として、岩手県薬剤師会の先生方には大変に御世話になることと思います。先生方には、岩手の地で、大学人と一緒に次の世代の薬剤師、創薬研究者等を育てていくという一大プロジェクトに、どうか御参加いただきたいと思ひます。

薬学部は昨年の11月末に文科省から認可を得ました。学生募集・広報活動が始められたのは12月でした。既に多くの受験生が志望を決めた後でしたので、心配しました。しかし、岩手医科大学の薬学部構想と熱意が理解され、定員160名に対して、171名の入学者を迎えました。定員割れをし

ている薬科大学もある中、定員を満たす若者を迎え、スタートすることができ、一安心しました。同時に、国内外のどこに出しても恥ずかしくない講義棟・研究棟が3月末には完成しました。岩手山の新緑が美しく見えるキャンパスで学生諸君が学んでいる姿、教員が研究を始めた姿を見ますと、創設に関わるものとして、誠に感慨深いものがあります。

さて、薬剤師の先生方が御存じのように、日本に於ける薬学という学問の源は、長井長義博士が有機化学を学んでドイツから帰り、東大薬学科の初代教授になられたことから始まります。薬学は発展を続け、生化学、薬理学、分子生物学や物理化学が加わりました。関連科学の研究を背景に、国公私立大学の薬学部となりました。このようなルーツを反映して、薬学部は担当する広い分野の中で、研究する心、問題を見つけ、解決する能力を中心に学生を育て、生物学から医学の基礎面、さらに、薬物治療という応用面を担当してきたと言えます。多くの卒業生が病院の薬剤師、あるいは企業の創薬研究者、大学や国立の研究機関の研究者・教育者などとして日本の基礎科学から医療に及ぶ広い分野を支えてきました。薬学部の研究室と医学部の基礎や臨床の研究室の間で、多くの共同研究が進められてきたことは先生方が御存じの通りです。このような流れの中から、医療に関





わる薬剤師、すなわち、医療面や臨床面が、さらに、専門性が強調されるようになり、6年制の薬学教育が始められたと言ってよいでしょう。岩手医大・薬学部は6年制です。

私達の薬学部は研究と医療が中心にある学部を目指しております。安易な専門学校や国家試験予備校を作るという発想はありません。教員として赴任していただいたのは、国立大学や私立大学の優れた一流の研究者・教育者です。さらに厚労省の研究所からも研究者が参加しました。教員には6年制薬学部の教育者として研修に努めてもらい、誰も経験したことのない教育に取り組んでもらいます。

岩手医大の薬学部で基礎と専門を学び、病院や薬局で患者と接し、同時に厳しい研究の現場を経験した学生の中から、医療薬学の専門家である薬剤師、何億人もの病気を治す薬の開発を目指す創薬研究者、創薬現場・工場に働く技術者、基礎的な生物学を通して病因を解明する研究者、医療行政に関わる公務員、科学ジャーナリストなど、多彩な人材が育つことを期待しています。

学生諸君にはまず、語学、教養と倫理、情報科学等を学んでもらいますが、同時に高校レベルの生物、物理、化学の復習をしてもらいます。一年次から職業と人生、薬学入門、生命と薬、といった科目を通して薬学の専門に親しんでもらいます。二年次からは専門が本格的に始まります。

薬学部の専任の教授陣を御紹介しましょう。

(表1)。衛生化学、創剤学の講座は来春より開設



します。物理化学・構造生物学から有機化学、生物系の基礎、医療系、さらに薬剤関係まで広くバランスのとれた体制です。薬学部は矢巾キャンパスにありますが、講義室から研究室まで国内外どこに出しても恥ずかしくない日本一のものです。模擬薬局、調剤室等も備えています。いくつか写真をお見せしましょう。お暇な折に御訪問いただければ御案内します。薬学部に入りたいという御子弟がおられましたら、大歓迎します。

(表1)

講座名	氏名
構造生物薬学	野中 孝昌
有機合成化学	(20年赴任予定)
天然物化学	藤井 勲
機能生化学	二井 将光
細胞病態生物学	北川 隆之
微生物薬品創薬学	上原 至雅
生体防御学	大橋 綾子
分子細胞薬理学	中山 貢一
薬物代謝動態学	小澤 正吾
神経科学	駒野 宏人
分子生物薬学	(20年赴任予定)
臨床医化学	那谷 耕司
薬剤治療学	西郡 秀夫
臨床薬剤学	高橋 勝雄
創剤学	(20年赴任予定)
衛生化学	(20年赴任予定)



県薬の動き



会務報告

月日	曜	行事・用務等	場 所	参加者
4月4日	水	非常時災害対策委員会	薬剤師会館	大谷、齊藤ほか
4月17日	火	健康いわて21推進委員会	薬剤師会館	
4月18日	水	二戸支部研修会		大谷
4月21日	土	第1回役員・支部長合同会議	薬剤師会館	
		会員対策担当理事会議	薬剤師会館	齊藤ほか
		日学薬総会	東京	菅原、宮手
4月22日	日	第1回東北ブロック会長・日薬代議員合同会議	仙台ホテル	会長ほか
4月23日	月	三役会	薬剤師会館	正副会長、専務理事
4月24日	火	北上支部保険薬局部会研修会	さくらホール	大谷
4月25日	水	二戸支部総会		
4月27日	金	第1回保険薬局部会役員会		
5月1日	火	検査センター建設委員会	薬剤師会館	宮手、四倉ほか
5月2日	水	達増拓也知事 就任挨拶	薬剤師会館	畑澤、四倉
5月9日	水	宮古支部総会	ホテル沢田屋	畑沢
5月10日	木	第1回常務理事会	薬剤師会館	
5月11日	金	病院・診療所勤務薬剤師部会役員会	薬剤師会館	
		広報・編集委員会	薬剤師会館	
		薬学生実務実習受入対策委員会	薬剤師会館	
5月13日	日	看護の日記念行事	県民会館	菅原
5月14日	月	東北学校保健大会実行委員会	サンセール盛岡	藤谷
		表彰選考委員会	薬剤師会館	
5月16日	水	釜石支部総会		畑澤
		気仙支部総会	丸七会館	佐藤(昌)
5月17日	木	調剤過誤対策委員会	薬剤師会館	
		奥州支部総会	水沢サンパレスホテル	菅原
5月18日	金	岩手県暴力団追放県民会議	ホテルニューカリーナ	藤谷
		医薬品試験委員会	医薬品衛生検査センター	
5月20日	日	東北ブロック研修会	仙台ホテル	
5月20日	日	藤井もとゆき氏を励ます会	仙台ホテル	
5月21日	月	社会を明るくする運動・岩手県実行委員会	アイーナ	
5月22日	火	会計監査	薬剤師会館	
		長寿社会振興財団評議員会	エスポワールいわて	畑澤
		北上支部総会	ニューバール北上アネックス	会長
5月23日	水	第1回都道府県会長会	富士国保連ビル	会長
		花巻支部総会		菅原
5月24日	木	第41回全国配置家庭薬協会東北ブロック会総会	ホテル紅葉館	会長
5月26日	土	認定実務実習指導薬剤師講習会(～27日)	北里大学薬学部	佐藤、三浦
		第4回東北地区認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ(～27日)	秋田県障害学習センター分館ジョイナス	11名
5月29日	火	岩手県交通安全対策協議会	県庁	藤谷
5月31日	木	第2回保険薬局部会役員会	薬剤師会館	
		H19第1回岩手県自殺予防対策推進協議会	アイーナ803	熊谷

今後の予定

月日	曜	行事・用務等	場 所	参加者
6月2日	土	盛岡支部総会		
6月6日	水	非常時災害対策委員会	薬剤師会館	
6月7日	木	H19年度試験検査センター連絡協議会(～8日)	宮城県薬剤師会館	
6月9日	土	第2回役員・支部長合同会議	薬剤師会館	
6月14日	木	第16回いわて愛の健康づくり財団評議員会	県庁4階 特別会議室	
6月24日	日	第59期岩手県薬剤師会通常総会	建設会館	
		藤井もとゆき氏を励ます会	建設会館	
6月27日	水	第2回都道府県会長会	富士国保連ビル	
6月28日	木	日薬代議員会議事運営委員会		
		第3回保険薬局部会役員会	薬剤師会館	
7月1日	日	保険薬局部会新人研修会	建設会館	
7月5日	木	参議院議員選挙公示		
7月7日	土	第5回東北地区認定実務実習指導薬剤師ワークショップ(8日17時30分まで)	宮城県富谷町 ユアテック	
7月12日	木	第2回常務理事会	薬剤師会館	
7月22日	日	参議院議員選挙		



理事会報告



平成19年度第1回役員支部長合同会議

日時：平成19年4月21日（土） 14:30～16:00
場所：岩手県薬剤師会館

協議事項

- 1 平成18年度岩手県薬剤師会行事予定について
- 2 新規指定保険薬局の入会金について

報告事項

- 1 岩手県等の人事異動について
- 2 岩手地方社会保険医療協議会について
- 3 平成18年度決算概要について
- 4 岩手医大総合移転整備計画第一次事業新築工事落成式及び薬学部開設記念式典について
- 5 第4回東北地区認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ参加者について
- 6 平成18年度第3回岩手県保険者協議会について
- 7 平成18年度第2回医療総合相談体制運営委員会について
- 8 岩手県保健福祉部保健衛生課が主催する研修会について
- 9 保険薬局部会から
- 10 支部調剤過誤対策担当者の選出結果について
- 11 非常時災害対策委員会から
- 12 健康いわて21推進委員会から（4/17開催）
- 13 編集委員会から
- 14 自殺対策の取り組み計画について

平成19年度第1回常務理事会

日時：平成19年5月10日（土） 19:10～21:00
場所：岩手県薬剤師会館

協議事項

- 1 第59期通常総会について
- 2 日薬の会員数調査への対応について
- 3 薬剤師賠償責任保険審議会について
- 4 入会案内パンフレットの作成について
- 5 非常時災害対策委員について
- 6 「お薬食べ物健康講座」事業の日薬学術大会発表について
- 7 岩手県薬剤師会認定基準薬局制度実施要綱等について
- 8 県薬職員の夏期賞与について
- 9 県薬職員の定年延長制度に係る就業規則改正について
- 10 会費請求時の添付文書について

報告事項

- 1 会務報告
- 2 平成18年度収益事業決算と納税額について
- 3 第1回東北ブロック会長、日薬代議員代表者会議について
- 4 検査センター建設委員会から
- 5 保険薬局部会から



年間行事予定



月日	曜	行事・用務等	場 所
4月21日	土	第1回役員・支部長合同会議	薬剤師会館
4月23日	月	三役会	薬剤師会館
4月27日	金	第1回保険薬局部会役員会	
5月10日	木	第1回常務理事会	薬剤師会館
5月20日	日	東北ブロック研修会	仙台ホテル
5月20日	日	藤井もとゆき氏を励ます会	仙台ホテル
5月22日	火	会計監査	薬剤師会館
5月23日	水	第1回都道府県会長会	富士国保連ビル
5月26日	土	認定実務実習指導薬剤師講習会(～27日)	北里大学薬学部
		第4回東北地区認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ(～27日)	秋田県生涯学習センター分館ジョイナス
5月31日	木	第2回保険薬局部会役員会	
6月9日	土	第2回役員・支部長合同会議	薬剤師会館
6月24日	日	第59期岩手県薬剤師会通常総会	建設会館
		藤井もとゆき氏を励ます会	建設会館
6月27日	水	第2回都道府県会長会	
		第3回保険薬局部会役員会	薬剤師会館
7月1日	日	保険薬局部会新人研修会	建設会館
7月5日	木	参議院議員選挙公示	
7月7日	土	第5回東北地区認定実務実習指導薬剤師ワークショップ(8日17時30分まで)	宮城県富谷町 ユアテック人材センター
7月12日	木	第2回常務理事会	薬剤師会館
7月22日	日	参議院議員選挙	
7月26日	木	第4回保険薬局部会役員会	
7月29日	日	第2回東北ブロック会長・日薬代議員合同会議	
		第1回東北ブロック会議	
8月9日	木	第40回東北学校保健大会(10日まで)	
8月25日	土	第103回日薬臨時代議員会	
8月26日	日	第66回日薬総会	
8月30日	木	第5回保険薬局部会役員会	薬剤師会館
9月1日	土	岩手薬学大会	
9月8日	土	第3回役員・支部長合同会議	
9月16日	日	第58回東北薬剤師会連合大会(～17日)	福島市ホテル辰巳屋
9月27日	木	第6回保険薬局部会役員会	薬剤師会館
10月6日	土	第3回都道府県会長会	
10月7日	日	第40回日薬学術大会(～8日)	神戸市
10月18日	木	第3回常務理事会	薬剤師会館
10月25日	木	第7回保険薬局部会役員会	薬剤師会館
11月4日	日	保険薬局部会研修会	岩手県民会館
11月10日	土	第4回役員支部長合同会議	薬剤師会館
11月29日	木	第8回保険薬局部会役員会	
12月13日	木	第4回常務理事会	
1月16日	水	第4回都道府県会長会・新年会	
1月19日	土	第5回役員・支部長合同会議	盛岡グランドホテル
		薬学薬事関係者新年懇話会	盛岡グランドホテル
1月27日	日	第3回東北ブロック会長・日薬代議員合同会議	仙台市
		第2回東北ブロック会議	仙台市
1月31日	木	第9回保険薬局部会役員会	薬剤師会館
2月14日	木	第5回常務理事会	薬剤師会館
2月23日	土	第104回日薬通常代議員会	
2月28日	木	第10回保険薬局部会役員会	薬剤師会館
3月2日	日	第34回岩手県薬剤師会通常代議員会	薬剤師会館
3月15日	土	第6回役員・支部長合同会議	薬剤師会館
3月23日	日	保険薬局部会研修会	県民会館
3月27日	木	第11回保険薬局部会役員会	薬剤師会館



平成19年度 岩手県薬剤師会事業から



くすりの情報センター事業

くすりの情報センター事業は、岩手県からの委託事業として昭和59年度から継続している事業です。県民を対象として薬の正しい使い方を啓発する薬健康講座「みんなの薬の学校」を県内10箇所以上で実施するもので、県内各市町村の地域保健担当課や老人クラブ、社会福祉協議会等にご案内をして、お申し込みいただいたところへ、講師（当会会員）を派遣しテキストを配布して薬健康講座「みんなの薬の学校」を実施するものです。

大変好評を得ており、年度末には次年度の事業実施を確認し計画に盛り込む市町村も増えてきています。会員各位のご協力をお願いいたします。

実施要綱

目的	県民に対し、薬の正しい知識を啓発することにより、県民の健康増進に寄与する。
期間	平成19年4月1日～平成20年2月29日
対象	一般県民
概要	①薬健康講座「みんなの薬の学校」を県内10箇所以上で開催する。 ②会員を講師として派遣し、正しい薬の使い方について講演する。 ③テキスト「改訂おくすりミニ百科～正しい薬の使い方」を作成・配布する。
効果	①薬の正しい知識を普及・啓発できる。 ②薬使用に係る事故防止ができる。 ③薬に係る疑問の解決方法を周知・啓発できる。 ④当該講座が健康を見直す機会となる。 ⑤薬局がヘルスステーションとなっていること、薬剤師は健康づくりのサポーターであること等を周知できる。
担当	くすりの情報センター（高橋）
備考	事業実績 * 昭和59年度から継続。 * 岩手県からの委託事業（昭和59年～） * 平成18年度実施数 23市町村 101講座 3,926名受講

おくすり・たべもの健康メニュー普及事業

おくすり・たべもの健康メニュー普及事業は、薬健康講座「みんなの薬の学校」を実施する中で、健康食品や食品と医薬品の飲み合わせについて講演して欲しいとの要望が高まってきたことからスタートした事業です。

スタートした平成16年度から3年間、岩手県長寿社会振興財団の助成事業として実施することができましたので、多くの講座を開催することができました。今年度は、岩手県薬剤師会単独事業として、健康いわて21推進活動の一環として実施する予定です。

実施要綱

目的	薬剤師が服薬指導時ノアドバイスに活用しているおくすり・たべものに関する知識を、長寿・健康維持のための情報として広く県民に啓発することを目的としている。
期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
対象	県内の高齢者・介護者
概要	①「おくすり・たべもの健康メニュー」講座を県内10箇所以上で開催する。 ②会員を講師として派遣し、おくすり・たべものに関する長寿・健康維持のための上手な利用法について講演する。 ③テキスト「おくすり・たべもの健康メニュー」を配布する。
効果	①おくすり・たべもの全般にわたる健康維持に関する情報提供ができる。 ②食事や栄養バランス、健康食品やサプリメントと医薬品の飲み合わせ等による健康被害を防止できる。 ③健康いわて21プランの推進ができる。
担当	健康いわて21推進委員会（委員長：武政） くすりの情報センター（高橋）
備考	事業実績 * 平成18年度実施数 14市町村 40講座 1,267名受講 講師研修会 5支部 5回 214名受講

青少年薬物乱用防止啓発事業

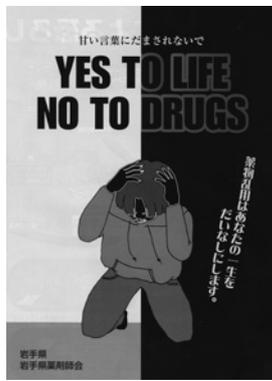
青少年薬物乱用防止啓発事業は、昭和58年度から継続している事業です。昭和59年度から平成13年度までの18年間、岩手県からの委託事業として実施し、当会事業の大きな柱の一つになってきま

目的	青少年に対し、学齢に適した薬物乱用の害に関する正しい知識を啓発することにより、薬物乱用防止と健康増進を図る。																		
期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日																		
対象	青少年（小・中・高校生・専修学校生など）、PTA、地域住民																		
概要	<p>①学校等で実施される「薬物乱用防止教室」に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校薬剤師が担当する学校で啓発に勤める。 ○資料、啓発パンフレットの提供、視聴覚教材の貸し出し。 <p>②薬物乱用防止教育に関する研修会の開催に協力する。</p> <p>③地域の健康イベント等で薬物乱用防止を啓発する。</p> <p>④青少年薬物乱用防止啓発連携（DAR P）プログラムを普及する。</p>																		
効果	<p>①薬物乱用防止の啓発。</p> <p>②青少年の飲酒・喫煙防止の啓発。</p> <p>③健康観の育成。</p> <p>④「健康いわて21プラン」に沿った健康教育に協力できる。</p>																		
担当	薬物乱用防止啓発推進委員会（委員長：宮手） くすりの情報センター（高橋）																		
備考	<p>事業実績</p> <p>*昭和59年度から継続。</p> <p>*岩手県からの委託事業。 （昭和59年度～平成13年度）</p> <p>*平成18年度実施数</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>61回</td> <td>3,911名受講</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>37回</td> <td>5,261名受講</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>42回</td> <td>9,571名受講</td> </tr> <tr> <td>PTA外</td> <td>43回</td> <td>2,098名受講</td> </tr> <tr> <td>資料提供</td> <td>25回</td> <td>3,709名分</td> </tr> <tr> <td>視聴覚資料貸出</td> <td></td> <td>179件</td> </tr> </table>	小学校	61回	3,911名受講	中学校	37回	5,261名受講	高等学校	42回	9,571名受講	PTA外	43回	2,098名受講	資料提供	25回	3,709名分	視聴覚資料貸出		179件
小学校	61回	3,911名受講																	
中学校	37回	5,261名受講																	
高等学校	42回	9,571名受講																	
PTA外	43回	2,098名受講																	
資料提供	25回	3,709名分																	
視聴覚資料貸出		179件																	

した。この間に、実施主体となっている薬剤師会と行政機関や教育委員会・警察等の連携が構築され、小学校・中学校・高等学校・各種専修学校等で実施される「薬物乱用防止教室」や地域の健康健康まつり・健康サークル等での啓発活動が推進されてきました。平成14年度からは、これらの連携を活かした薬剤師会主導型の活動を継続しています。

最近では、青少年の飲酒・喫煙の害について、薬の正しい使い方について等の講演依頼もあり、講師となる会員や学校薬剤師が啓発活動で使用する資料・パンフレット・視聴覚資料等の作成・整備、研修会の実施等により当該事業の充実を図りたいと考えております。より一層のご協力をお願いいたします。

作成パンフレットを以下にご紹介します。お申込みは、くすりの情報センター（019-653-4591）まで。

<p>高校生用パンフレット （薬物乱用防止）</p> 	<p>中学生用パンフレット （薬物乱用防止）</p> 
<p>小・中学生用（飲酒・喫煙・薬物乱用防止）</p> 	<p>中・高校生用（薬の正しい使い方）</p> 



部会の動き



保険薬局部会から

1. 「薬局における医療安全管理指針の作成」と「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成について

各支部においてはすでに業務手順書作成のための研修会を終了したところやこれからのところもありますが、医療安全管理指針と業務手順書の設置は今後の保健所における薬局監視の重点項目に挙げられておりますので、各薬局におかれましては研修会にて説明があった作成方法を基に自分の薬局にマッチした「医療安全管理指針」と「医薬品の安全使用のための業務手順書」を早期に完成させ設置するようお願いいたします。

医療法一部改正に伴う医療安全研修会日程

支部主催研修会

- 4月24日(火) 北上支部
- 5月9日(水) 宮古支部
- 5月16日(水) 釜石支部
- 5月22日(火) 気仙支部
- 5月25日(金) 久慈支部
- 5月28日(月) 奥州支部
- 5月30日(水) 二戸支部
- 6月2日(土) 盛岡支部
- 6月13日(水) 花巻支部
- 6月15日(金) 一関支部

岩手県保健福祉部主催研修会

- 6月10日(日) 盛岡市エスポワールいわて

※支部主催研修会に参加できない、あるいはできなかった薬局は盛岡市で岩手県保健福祉部が主催する研修会に参加してください。

2. 新人研修会開催について

保険薬局部会では今年も新人研修会を開催いたします。今年卒業された方々はもちろんですが、保険薬局に久々に勤務した方、あるいは病院勤務から保険薬局勤務に変更した方など対象を幅広く考えておりますので多数ご参加ください。

日時：平成19年7月1日(日)

10:00～17:00

場所：岩手県建設労働者研修福祉センター

盛岡市松尾町17-9

費用：無料 ※昼食代 1000円(希望者)

但し、保険薬局部会非会員の薬局に勤務する薬剤師につきましては下記の要領で研修会費を徴収いたします。

県薬非会員薬剤師 5000円

県薬会員薬剤師(当日入会可) 1000円

次第：

- ・保険薬局および保険薬剤師療養担当規則
岩手県薬剤師会保険薬局部会会長 畑澤博巳
- ・薬事法・薬剤師法
岩手県保健福祉部保健衛生課 近藤誠一
- ・服薬指導と薬歴管理
岩手県薬剤師会保険薬局部会幹事 本田昭二
- ・接遇について
岩手経済研究所 藤原誠徳
- ・岩手医大薬剤部における調剤業務
岩手医科大学薬剤部薬剤長 川口さち子
- ・調剤過誤対策
岩手県薬剤師会調剤過誤対策委員 金野良則

※研修会終了後修了証書の伝達があります。

※日本薬剤師研修センター認定研修会(4単位)

MR部会

第1回岩手県薬剤師会製薬企業勤務薬剤師部会研修会開催される

「岩手県薬剤師会製薬企業勤務薬剤師部会」を全国の県薬剤師会に先駆けて部会を立上げ、第1回研修会が平成19年2月16日（金）に製薬企業勤務薬剤師の役割と責任を形成する事を目的に開催されました。本研修会は、製薬企業の第一線で活躍されているMR（医薬情報担当者）が中心に出席し、岩手県薬剤師会 副会長 国保診療報酬審査委員 大谷 道男先生に「製薬企業勤務薬剤師に求めるもの」と題して保険調剤実務の流れ、調剤報酬加算の内容や指導・情報提供料の事例、そして、MRへ「適正使用の情報提供をしっかりとやってくれ」という暖かいメッセージをいただきました。引き続き岩手県立中央病院 薬剤部長 渡邊 誠先生からは「病院薬剤師とMR」と題して、県立病院の組織、倫理規程、県中央病院薬剤部のタイムスタディ、後発医薬品の取り組み等々有意義なご講演を賜りました。

講演者の方々を含めて約20名が出席し、盛況裡に研修会を終了いたしました。

実行プログラムは下記の通りです。

（文責 藤田）

記

日時 平成19年2月16日（金）19：00～20：30

場所 岩手県薬剤師会館

TEL.019-622-2467 / FAX.019-653-2273

プログラム

司会 製薬企業勤務薬剤師部会準備委員会



新井 嗣雅

挨拶（19：00～19：10）



岩手県薬剤師会 会長
村井 晃先生

特別講演1（19：10～19：50）

「製薬企業勤務薬剤師に求めるもの」



岩手県薬剤師会 副会長
国保診療報酬審査委員
大谷 道男先生

特別講演2（19：50～20：30）

「病院薬剤師とMR」



岩手県立中央病院
薬剤部長 渡邊 誠先生





支部の動き



二 戸 支 部

二戸支部平成19年度総会開催される

平成19年度二戸薬剤師会総会は4月25日二戸ロイヤルパレスで66人の会員中、委任状を含む54人の出席で開催された。

会長挨拶では「医療法・薬事法改正に伴い薬局機能情報公表制度、安全管理体制の確保、在宅医療の推進など必要となる対応を実施しなければならない。実務実習受入れ体制の整備。藤井もとゆき氏を国会に送るため後援活動への協力をお願いします」と述べた。

議長には上村勲氏が選出され議案審議に入った。第一号議案、18年度事業・決算が承認された。第二号議案では19年度事業計画並びに収支予算を求める件では66人の会員で2,148,334円の予算が承認された。第三号議案、二戸薬剤師会規約改正は合併により会員は、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村で構成される。第四号議案は、役員改選となり会長が再選される。総会閉会后懇親会の席が用意され、会員相互の意見交換がされた。

二戸薬剤師会環境委員会のご紹介

環境委員会 委員長 生田 弘子

私たちの環境委員会は平成4年に発足いたしました。発足当時かなり広範囲な環境分野に何に的を絞って活動していったらいいのか迷いました。おりしも丁度リオデジャネイロで地球サミットが開催され、各国の環境問題への取り組みに関心が集まっている時でもありました。私たちもこうしちゃいられない!何かせねば、薬剤師で出来るこ

とは何なのか話し合いました。そして当時薬剤師で保健所にいらした柏葉さんに相談したところ、馬淵川の支流の一つである白鳥川の水生生物による水質調査を行ったらどうかと言う提案を頂きました。提案を受けて環境委員会の事業として下記の通り掲げました。

- 1、水生生物による水質調査（データ収集・分析を含む）
- 2、水をきれいにするための市民への啓蒙活動
- 3、他団体との連携（保健所、市役所、学校、地域婦人団体等）
- 4、環境に関する研修

早速会員の皆さんに案内文を出し、いざ白鳥川の調査に向かいました。平成4年、二戸はまだ院外処方箋が始まっていませんでしたので、市内ほとんどの薬局の先生方が参加して下さいました。勿論関係機関との連携を密にするため保健所、市役所の環境担当の方も一緒です。橋の上から見た時はとても綺麗そうに見えたのに、実際に川の調査をしてあまりの汚さに絶句でした。川はヌルヌルしていてドブ臭い匂いもあり、汚い川に住む生物イトミミズ、ヒル、セスジュスリカ等沢山採取し、飲み水の基になっている川がこんなにも汚れているなんてととてもショックを受けました。勿論判定は「大変汚い水」でした。驚いたことにこの汚れの原因の約70%は生活排水によるものでした。

これはもう自分たちの飲み水がどうなっているのか自分の目で見て確かめるしかないと言う事から、飲み水の経路をたどって水道事業所まで行き、ドヨドヨした原水を見てもらいちょっとしたショッ

クを体験してもらいます。

それからきれいで安全な水になって配水される過程を見学し、水の循環について考えてもらいます。平成4年第1回水質調査で見た目と違う川の汚れに、薬剤師会だけの問題ではすまされないのではないのか。広く住民に、次世代を担う子どもたちに現況を見てもらい、川を守るためにはどうしたらいいのか考えてもらうことにしました。

平成5年には啓蒙活動の必要性、水質調査の継続性等から、学校薬剤師としての自分の担当校である福岡小学校科学部の子どもたちに声を掛け、一緒に水生生物による水質調査を行って今年で15年目になります。川調査を通して考えたこと、思っていることを、普段家で又は学習発表会時を利用して子どもから親へ家族へ友達へ発信してもらう事にしました。

又地域婦人団体、PTAの皆さんにも水質調査や飲み水の経路をたどる散策に参加してもらい水環境保全について認識を改めて頂いております。

参考までに平成5年白鳥川は水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されています。しかしながらこの15年の間に下水道が完備された

所があったり、住民の水環境保全に対する意識の高まり等から川は綺麗になってきており、最近の水質調査による判定は「きれいな水となっています。(残念ながら大変きれいですとは言えないのが実情ですが…)

PH、CODのパックテストも行っています。

水質調査だけで終わらせない。川の水を飲み水として考えると川の水の汚れについて、より敏感に感じる事が出来ます。きれいな水を守るために自分たちに出来ることは何なのかを大人にも子どもたちにも日常生活の中で考えてもらう様にしています。

総合学習の時間水生生物による水質調査をする学校が増えており、薬剤師会環境委員会に指導依頼がありますので、それらにも対応しております。

もっと広範囲な環境について考え様と、生田弘子・森川則子・菅いずみの3名は薬剤師会環境委員会から発展し、カシオペア環境研究会でもお年寄りから子どもまでを対象に川をきれいにし隊員を募集したり、子どもたちの環境学習発表会を行っています。



薬連だより
平成19年5月号

藤井もとゆき国会レポート

参議院議員 藤井もとゆき



国会活動報告2007

東京は3月末に桜が満開。4月に入って急に冬に舞い戻ったような寒さがぶり返し、少しだけ花の寿命が延びたようです。国会の合間を縫って各地を訪問中であり、折角の機会ですからそれぞれの地域の桜を楽しむことができればよいのですが、そういう余裕もありません。今年は地方統一選挙の年、東京都知事選挙を始め、全国の自治体選挙があります。ですから、政治家は、皆忙しい大変な年です。

さて、通常国会は、3月に平成19年度予算の審議を終え、現在は、法案や一般課題の審議に入っています。厚生労働関係の法案は以下の通りです。

- ① 雇用保険法等の一部を改正する法律案
- ② 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
- ③ 児童手当法の一部を改正する法律案
- ④ 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案
- ⑤ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案
- ⑥ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
- ⑦ 日本年金機構法案
- ⑧ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案
- ⑨ 労働契約法案
- ⑩ 労働基準法の一部を改正する法律案
- ⑪ 最低賃金法の一部を改正する法律案

- ⑫ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
- ⑬ 社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案
- ⑭ 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律

既に審議を終え、可決成立した法案もありますが、この国会は7月に参院選挙がありますので、会期延長はないもようです。会期中のこれらの審議を終えなければなりません。会期末が思いやられます。

(後期高齢者医療制度)

医療制度改革の柱の一つ、後期高齢者医療制度に関する社会保障審議会に審議が進んでいます。3月29日、社会保障審議会の特別部会が審議してきた「後期高齢者医療のあり方に関する基本駅考え方」の原案が発表されました。

参議院で審議した際、「後期高齢者の新たな診療報酬体系については、必要かつ適切な医療の確保を前提とし、その上でその心身の特性等にふさわしい診療報酬とするため、基本的な考え方を平成18年度中を目途に取りまとめ、国民的な議論に供した上で策定すること。」と決議されました。この参議院決議を受けて、厚生労働省が審議を進めてきたわけです。

わが国は、高齢化が急速に進んでおり、20年後には、65歳以上高齢者が30%を超えるという超高齢社会を迎えます。後期高齢者医療制度は

75歳以上の高齢者を対象とする制度ですが、将来、その75歳以上高齢者の医療費は、国民医療費の50%を超えると推計されているだけに、これからの国民医療を左右する大変重要な議論ですから、参議院の決議でいうように、「国民的な議論」をする必要があります。厚生労働省は、この社会保険審議会特別部会の考え方を、パブリックコメントにかけ、広く意見を集めることとしています。

今回の「基本的な考え方」の内容の主なポイントは次の通りです。

1 高齢者の心身特性

- ・後期高齢者は治療の長期化、複数疾患への罹患、認知症の問題等がある。
- ・後期高齢者は、その制度の中で死を迎えることとなることを考えるべき。

2 基本的な視点

- ・介護サービスとの関係を踏まえ、生活の中で医療が提供されることが重要。
- ・認知症の高齢者など、後期高齢者の尊厳に配

慮した医療であらねばならない。

3 課題

- ・複数疾患を併有しており、心のケアも必要
- ・複数医療機関を頻回受診する傾向があり、検査、投薬が多数、重複する傾向がある。
- ・家族、地域の介護力をサポートしていく必要がある。
- ・患者自身が自分の治療法を選択することの重要性が高い。

4 後期高齢者に相応しい医療の体系

- ・在宅を重視した医療
- ・介護保険のサービスと連携の取れた一体的なサービスの提供
- ・安らかな終末期を迎えるための医療

以上のようなポイントを踏まえ、パブリックコメントを得た後、年末にかけて、診療報酬・調剤報酬の審議が進められてゆくこととなります。

白木蓮の 天のきぬずれ 聴えけり
(千代田葛彦)

財団法人 日本薬剤師研修センター

生涯教育ビデオライブラリー

無料貸出
ただし、返送料は
個人負担となります

■監修・指導 田代 真人
国立感染症研究所 ウイルス第三部 部長

Vol.48 知っておきたい 鳥インフルエンザ

近年、鳥インフルエンザによる感染が世界的に話題になっています。原因として病原性が極めて強い高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1型による感染が確認されました。このビデオでは、鳥インフルエンザウイルス感染の予防、対策、治療など薬剤師として知っておくべきポイントを紹介します。(時間:約18分)

ライブラリー(既刊) シリーズタイトル

- Vol.1 老化と薬物療法 Part I 薬物の吸収と分布
- Vol.2 老化と薬物療法 Part II 薬物の代謝と排泄
- Vol.3 医薬品情報の検索方法 一般の添付文書から
- Vol.4 高血圧 なぜ血圧は上がるのか?
- Vol.5 肝炎をめぐって
- Vol.6 インターフェロン
- Vol.7 肥満と薬剤
治療すべき肥満とは
- Vol.8 MRSA感染症
発症原因と正しい理解のために
- Vol.9 パーキンソン病
- Vol.10 てんかんと発作
- Vol.11 レセプターメカニズム

- Vol.12 甲状腺機能亢進症
バセドウ病の薬物療法を中心に
- Vol.13 かかりつけ薬局の役割
SOAPを中心とした薬歴管理の実際
- Vol.14 花粉症の治療 薬物療法を中心として
- Vol.15 糖尿病と薬物療法
- Vol.16 高齢者への与薬と処方の実態
- Vol.17 骨粗鬆症の薬物療法
- Vol.18 妊娠と薬
- Vol.19 高齢者の尿失禁
- Vol.20「薬師法25条の2」新設と薬剤師の法的責任
- Vol.21 薬剤師のコミュニケーション
- Vol.22 抗遺尿の現状と問題点
- Vol.23 薬物相互作用 なぜ起きる?どう防ぐ?

- Vol.24 更年期における症状・障害と治療
- Vol.25 急性中毒と薬剤師
毒物情報提供者としての役割
- Vol.26 アレルギー性炎症 免疫反応と治療
- Vol.27 痙攣のメカニズムと薬物療法
- Vol.28 睡眠時間と体内動態
- Vol.29 PEM(処方イベントモニタリング)と
薬剤師の関わり
- Vol.30 日本動脈硬化学会高血圧治療ガイド
ラインからみた高血圧症の診断と治療
- Vol.31 消化性潰瘍の治療とQOL
- Vol.32 介護保険と薬剤師
- Vol.33 健康日本21と薬剤師
- Vol.34 生活習慣病

- Vol.35 耐性緑核菌の増加と最新の薬剤治療
- Vol.36 誤剤遺失と薬剤師 事故発生時の対応の仕方
- Vol.37 CD-ROM:ゲノム創薬と21世紀の医療
- Vol.38 うつ病者の服薬指導
- Vol.39 TDMの重要性と意義
- Vol.40 インフルエンザ
- Vol.41 人獣共通感染症
- Vol.42 健康食品と健康被害
- Vol.43 オビイデオロケーション
- Vol.44 災害医療における薬剤師の役割
- Vol.45 テーム医療における薬剤師の役割
- Vol.46 COPD(慢性閉塞性肺疾患)の診断と治療
- Vol.47 個人情報保護法と薬剤師

プログラム委員会

- 委員長 矢崎 義雄 独立行政法人 国立病院機構 理事長
- 委員 西垣 克 静岡県立大学 学長
- 平野 公晟 前 東京都病院薬剤師会 会長
- 添畑 稔 前 日本薬剤師会 副会長

申込方法

ハガキまたはFAXにて貸出希望ビデオタイトル、氏名、役職、施設名、住所、電話番号を明記の上、下記宛て送付ください。
(郵送までに期間の余裕をみておいてください)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番20号 虎ノ門18ビル3階
財団法人 日本薬剤師研修センター ビデオ係
TEL. 03 (5251)9951 / FAX. 03 (3592)1665
または、〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
日本イーライリリー株式会社 船木 十糸子
TEL. 078 (242)4020 / FAX. 078 (242)9169

※本ビデオライブラリーは日本薬剤師研修センターによる研修認定薬剤師制度の教材です。ぜひご利用ください。



質問に答えて



Q. 伝染性膿痂疹（とびひ）とはどのような病態でしょうか

A.

伝染性膿痂疹は、黄色ブドウ球菌による水疱性膿痂疹と、溶血性レンサ球菌による痂皮性膿痂疹があり、どちらか一方または両方により幼児に好発する表在性皮膚感染症である。臨床症状は水疱、膿疱、びらん、痂皮形成を特徴とし、これらを掻破した手や衣類などを介して次々と他の部位に発疹を生じるため、とびひと呼ばれている。

水疱性膿痂疹

伝染性膿痂疹は、皮膚表層に黄色ブドウ球菌またはA群β溶血性レンサ球菌あるいはこの両方が感染し発症するが、伝染性膿痂疹の多くは黄色ブドウ球菌の感染による水疱性膿痂疹である。

好発年齢は乳幼児で、時期は夏季が最も多い。

虫刺されや湿疹などの掻破、外傷により続発することがほとんどで、黄色ブドウ球菌が皮膚角層の外傷部位より侵入すると、角層下で表皮剥脱性毒素（exfoliative toxin）が産生され水疱が形成される。水疱は全身のいたるところに生じ、次第に膿疱化する。水疱および膿疱は簡単に破れるため、びらんを生じ痂皮を形成し、さらに水疱内の黄色ブドウ球菌が他の部位に接触することにより次々に病巣が拡大する。特に鼻孔部周囲や口周囲に発症するが多い。

症状は感染部位の痒みであり、発熱などの全身症状を伴う場合はほとんどないが、まれに黄色ブドウ球菌が産生する表皮剥脱性毒素が全身性に血行伝播され、発熱などの全身症状を伴うブドウ球菌性熱傷様皮膚症候群を生じる場合がある。

近年、伝染性膿痂疹の原因菌としてMRSAが分離される場合があり、難治性の伝染性膿痂疹が問題となってきた。

痂皮性膿痂疹

伝染性膿痂疹において、痂皮性膿痂疹の割合は水疱性膿痂疹に比べて多くはないが、好発年齢は特になく時期も通年である。

原因菌はA群β溶血性レンサ球菌であり、アトピー性皮膚炎に合併する 경우가多く急速に発症する。好発部位は顔面、手、足などの露出部位であり、水疱が膿疱化しその後厚い痂皮を生じ痒みや疼痛を伴う。

症状は局所部位での痒み、熱感および疼痛に加え発熱、リンパ節腫脹などの全身症状を伴うことが多い。また、溶血性レンサ球菌が産生する毒素により腎炎を引き起こす場合があるため注意が必要である。

表 表在性皮膚感染症に適応のある主な抗生物質外用剤

一般名	商品名	適応菌種
エリスロマイシン	エリスロシン軟膏1%	ブドウ球菌・レンサ球菌他
クロラムフェニコール	クロロマイセチン軟膏2%	ブドウ球菌・レンサ球菌他
ナジフロキサシン	アクアチム軟膏1%・クリーム	ブドウ球菌・アクネ菌
フシジン酸ナトリウム	フシジンレオ軟膏	ブドウ球菌
塩酸テトラサイクリン	アクトマイシン軟膏	ブドウ球菌・レンサ球菌他
塩酸デメチルクロル テトラサイクリン	レダマイシン軟膏	ブドウ球菌・レンサ球菌他
硫酸ゲンタマイシン	ゲンタシン軟膏・クリーム	ブドウ球菌・レンサ球菌他
バシトラシン・ 硫酸フラジオマイシン	バラマイシン軟膏	バシトラシン・ フラジオマイシン感性菌
塩酸オキシテトラサイクリン・ 硫酸ポリミキシンB	テラマイシン軟膏	オキシテトラサイクリン・ ポリミキシンB感性菌

治療

黄色ブドウ球菌、A群β溶血性レンサ球菌ともに感染力が強いため、外用剤のみでは治療に限界があり、抗生物質の全身投与が基本となる。さらには掻破による感染拡大や増悪を防ぐため、抗ヒスタミン剤の内服も有効である。特に基礎疾患としてアトピー性皮膚炎などの皮膚疾患がある場合には、一旦治癒したかのように見えても掻破により再燃することが多く痒みに対する治療が重要となる。

また、発熱などの全身症状がない限り、病巣部位をシャワーなどで洗い流すことにより菌量を減少させることが重要であり、入浴後は患部へ抗生物質外用剤を塗布し、浸出液が多い場合にはガーゼなどで閉鎖することで、他の部位への感染拡大を防ぐ必要がある。

使用される外用剤は、抗生物質軟膏（表）、アクリノール・亜鉛華軟膏などであるが、マクロライド系やアミノグリコシド系の抗生物質に耐性を示す黄色ブドウ球菌が増加傾向にあることから、薬剤の有効性を検討しながら使用する必要がある。

文献

小児の薬の選び方・使い方. p. 234-237, 南山堂, 2004.

山崎雙次：膿皮症. 今日の治療指針, p. 865-866, 医学書院, 2006.

谷川瑛子：皮膚疾患. 日本医師会雑誌特別号129：310-312, 2003.

(盛岡赤十字病院 薬剤部 工藤 晋)

知っておきたい医薬用語 (26)

▶インフルエンザ脳症 (インフルエンザのうしょう)

インフルエンザ感染後にアレルギー性の機序により脳炎を発症することがある。インフルエンザ発症の数日後から、頭痛・嘔吐・意識障害・痙攣などが発現する。発熱から神経症状発現まで平均1.9日と短く、予後が極めて悪い。

▶間質性肺炎(かんしつせいはいえん)

間質(肺胞壁)を病変の主座とする炎症性疾患の病理組織学的な総称。労作時の息切れ・呼吸困難・乾性咳、胸部X線所見上の両側びまん性陰影、拘束性換気障害、低酸素血症などが共通した特徴である。炎症のみで軽快・治癒する予後良好タイプ、炎症後肺線維症に進展する予後不良タイプなどがある。病因は、原因不明の特発性、膠原病性、薬物性など様々である。

▶ポルフィリン症 (ポルフィリンしょう)

ポルフィリンの生合成経路における酵素系の障害による疾患である。そのほとんどが遺伝性であるが、薬剤により症候的に発症することもある。

▶バッキング

気管内挿管中の咳運動。

▶暗点

視野内の周囲感度より強く感度を低下を示す部分のこと。原因には病的やものと生理的のものがある。

ちょっと教えて!

副作用の読みと意味

黒毛舌 (くくもうぜつ)・・・舌背中央が黒褐色の毛状を呈する状態。

喘鳴 (ぜんめい)・・・呼吸時に「ゼェ」「ヒュー」という高湿性連続音が聴診器なしで聞かれる場合をいう。

鼻漏 (びろう)・・・鼻汁。

眼脂 (がんし)・・・目やに。

失神 (しっしん)・・・一過性の意識消失。特に、脳血流減少による短時間の可逆的な意識消失をいう。

モリニア症 (モリニアしょう)・・・カンジダ症。
真菌の一種カンジダ属による感染症。

分類 動物由来

概要 卵黄油は、いつの頃からか血液循環や新陳代謝を活発にして健康を維持するのに役立つ家庭の健康法として利用されてきた。作り方は、鶏卵の卵黄をとろ火で加熱しながら2時間程かき混ぜると、黒っぽくて粘りのある油が出てくる。これが卵黄油である。
主な成分は、レシチンとリノール酸など。期待される効果はレシチンを含むリン脂質の作用によるところが大きい。

有効性 主成分のレシチンによる乳化作用によって、コレステロールが血管壁に付着するのを防止して、脂質代謝を活性化する。高コレステロール血症、心臓病などの予防に効果があるとの報告がある。また、血行がよくなることにより、肩こりや腰痛、白髪の予防などに効果があるとの報告もある。

安全性 通常の食品としての摂取量では安全であるが、高コレステロール食品でもあるので、過剰な摂取は控える。また、卵アレルギーが発言する場合がありますので、注意が必要である。

相互作用 調べた文献・資料中には見あたらない。

参考資料 機能性食品素材便覧；清水俊雄、他編著、薬事日報社、2004
わかるサプリメント健康食品Q&A；古泉秀夫編著、じほう、2003
健康・栄養食品事典；奥田拓道監修、東洋医学舎、2000 ほか

最近

の

話題

薬局・薬剤師の 「年間啓発カレンダー」6月の啓発テーマは 『食の安全に取り組もう！』

日本薬剤師会は、平成18年9月、「新・薬剤師行動計画」の公表に併せて、「薬局・薬剤師の年間啓発カレンダー」を策定しました。これは、行動計画中の「Ⅲ.医薬品の適正使用への貢献」における取り組み事項「地域住民への啓発活動」の実践に活用していただくためのものです。

薬局・薬剤師には、国民が健康な生活を送るために必要な保健衛生全般の情報を提供・発信する等の重要な役割が期待されています。

個々の薬局や当会事業として地域で開催している薬健康教室「みんなの薬の学校」等を通して、「年間啓発カレンダー」のテーマ(下表)に沿った地域住民への情報発信が重要です。

6月の啓発テーマは『食の安全に取り組もう！』薬剤師が発信する「食の安全」情報のひとつに健康食品等に関するものがあります。日本薬剤師会雑誌に同封されていたポスターを貼ることも啓発

表 年間啓発カレンダー(テーマ)

4月	新年度のスタートにあたって(*)
5月	私達は禁煙をサポートする薬剤師です。
6月	食の安全に取り組もう！
7月	薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」
8月	「そうだ、薬剤師に聞いてみよう！」
9月	防災対策強化月間
10月	「薬と健康の週間」
11月	安全管理体制確認月間(*)
12月	インフルエンザ予防のために
1月	アレルギー予防のために
2月	生活習慣病を予防しよう
3月	「かかりつけ薬局」を持ちましょう

(*)印は、薬局内での活動計画

のひとつになります。日本薬剤師会雑誌やホームページに掲載されている様々な資料をご参照ください。

また当会では、平成16年度から「おくすり・たべもの健康メニュー普及事業」として健康食品の利用に関する正しい知識の普及事業を実施してきました。当該事業で使用したテキストや支部研修会での資料、くすりの情報センターにある関連書籍もご利用ください。

本誌では、(独)国立健康・栄養研究所健康食品情報プロジェクトリーダーの梅垣敬三先生に「健康食品等の利用と薬剤師の役割」について寄稿していただきました。セルフメディケーションの中で注目される健康食品等の正しい利用方法について、地域住民への啓発や指導に薬剤師の担うべき役割が示唆されています。

* * * * *

7月の啓発テーマは 『薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」』

薬物乱用防止事業は、昭和58年度から継続事業として24年実施してきました。会員の皆様には、地域の小・中・高等学校等での薬物乱用防止教室や地域住民を対象とした薬健康教室「みんなの薬の学校」で啓発活動を実施していただいております。7月は薬物乱用防止が啓発のテーマになっておりますので、プールの水質検査等で学校を訪問する際や学校保健委員会、地域の会合等に参加の際には、薬物乱用防止教室等の実施を呼びかけてください。

当会では、薬物乱用防止教室の資料として以下のパンフレットと貸し出し用の視聴覚資料・パネルを準備しております。利用のお申し込みは専用紙に必要事項をご記入のうえくすりの情報センター(019-653-4592)にFAXしてください。

パンフレット① どんなときにも ダメ。ゼッタイ。
パンフレット② どんなときにも ダメ。ゼッタイ。

(喫煙・飲酒の害含む)

パンフレット③ 甘い言葉にだまされないで。
(高校生・一般用)

パンフレット④ タバコと健康

パンフレット⑤ 薬の正しい使い方(中・高生用)

平成 19 年度・認定実務実習指導薬剤師養成講習会・講座工(公開型)

主催：(社) 岩手県薬剤師会

(財) 日本薬剤師研修センター (予定)

共催：岩手県病院薬剤師会

1. 開催日時：平成 19 年 7 月 29 日 (日) 12:00~17:00 (11:00 受付開始)
2. 会場：盛岡建設労働者研修福祉センター・3F 大ホール…(参加申込書中の会場付近図参照)
〒020-0873 盛岡市松尾町 17 番 9 号 TEL 019-653-6114
会場の駐車(有料)スペースに限りがございますので、公共交通機関の利用をお勧めいたします。
3. 申込方法：岩手県薬剤師会会員は別紙の申込書により岩手県薬剤師会事務局へFAXでお申込みください。岩手県病院薬剤師会会員は岩手県病院薬剤師会が定める方法で岩手県病院薬剤師会事務局へお申込みください。 → **申込書については事務局までお問い合わせください。**
申込期限は平成 19 年 6 月 20 日 (水曜日) とさせていただきます。

4. 次第

開会 12:00

① 挨拶

(社) 岩手県薬剤師会 副会長 畑澤 博巳

② 認定実務実習指導薬剤師養成について (ビデオ講習)

(財) 日本薬剤師研修センター 理事長 井村 伸正

③ 薬剤師を取り巻く環境と薬剤師業務について (ビデオ講習)

(社) 日本薬剤師会 専務理事 石井 甲一

⑤ 後発品を取り巻く諸問題 (ビデオ講習)

(社) 日本薬剤師会 常務理事 飯島 康典

④ 医療安全への取り組み (日本薬剤師会における DEM 事業) (ビデオ講習)

(社) 日本薬剤師会 DEM 事業検討会委員長 三浦 洋嗣

⑥ 医療安全管理への取り組み (ビデオ講習)

(社) 日本病院薬剤師会 リスクマネジメント特別委員会委員 古川 裕之

⑦ がん化学療法への取り組み (ビデオ講習)

(社) 日本病院薬剤師会 専門薬剤師認定制度委員会 がん専門薬剤師部会委員 北條 泰輔

⑧ 成果報告書作成 (当日提出していただきます)

閉会 17:00

5. 受講料：岩手県薬剤師会会員及び岩手県病院薬剤師会会員は **500 円**、非会員は **5,000 円**

(当日は釣銭を用意いたしませんので、釣銭の無いようにご協力お願いいたします。)

6. 受講証および受講シール：レポート回収時に交付 (受講シールは 3 単位)

7. 成果確認：当日、成果を 500~1000 文字程度のレポートとして提出していただきます。

注意：

- 昼食は用意いたしません。各自済ませてご来場ください。
- 遅刻及び途中退場の場合、受講証を発行できない場合がございますので、時間厳守願います。
- この講習会は指導薬剤師の認定を受けるために必要な 5 講座 (ア~オ) の講習会のうちのエになります。認定実務実習指導薬剤師になるには 5 講座 (ア~オ) の講習会の受講とワークショップの参加が必要条件になります。
- 参加対象者：原則として十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っているほか、学生に対する実習指導に情熱を持っている等、認定実務実習指導薬剤師となるための基本的素養を有するものであって、(財) 日本薬剤師研修センターがとりまとめた「実務実習指導薬剤師養成検討委員会報告書」(平成 17 年 3 月 25 日) に記す応募資格に該当する者及び (財) 日本薬剤師研修センターの「実務実習指導薬剤師認定要件」に該当する者とする。(詳細については (財) 日本薬剤師研修センターホームページをご覧ください)

岩手県薬剤師会常務理事・薬学生実務実習受入対策委員長 佐藤 昌作

連絡先：岩手県薬剤師会事務局 (坂川)

TEL 019-622-2467 FAX 019-653-2273 E-mail ipa1head@rose.ocn.ne.jp



職場紹介



岩手医科大学附属病院薬剤部

職員構成：薬剤師 58名 事務員 7名

技能員 1名 CRC 2名

(薬剤師の内訳：医学部附属病院薬剤部 48名、
歯科医療センター薬局 2名、循環器医療センター
薬局 4名、花巻温泉病院薬局 4名)

岩手医科大学は3つの附属病院において専門的、
先進的な医療を提供するとともに、患者本位の医
療を実践するために多くの取り組みを行っていま
す。その中で薬剤部は、高橋勝雄薬剤部長のもと
7つの部門（調剤・製剤、薬務、薬剤管理指導、
研修・教育、歯科医療センター薬局、循環器医療
センター薬局、花巻温泉病院薬局）から構成され
ています。近年は、薬剤師の専門性が一層期待さ
れ、病院内の外来化学療法、褥創、NST
(Nutrition Support Team: 栄養サポートチーム)
などのチームの一員として活発に活動を行ってい
ます。また、薬物・毒物検査室、オーダーメイド
面談室および院内感染対策室へ各1名の薬剤師が
出向して活躍しております。さらに平成18年4月

からは、薬学教育6年制における実務実習に対応
するため、薬剤部業務分掌にもそのことが明記さ
れました。

最近のトピックスとしては、岩手県における初
の「生体肝移植手術」チームの一員として免疫抑
制薬や抗菌薬のTDMを担当しました。また、膀
胱がんや腎細胞がんに対する腫瘍特異的ワクチン
療法において、抗原由来ペプチド・ワクチンの調
製を行うなど、先端治療にも貢献しています。

DPC (Diagnosis Procedure Combination: 日本
版診断群分類)の時代が到来し、その中で薬剤の
適正使用は薬剤師の中心的な仕事になり、それ
を通して医療の質に対する貢献が求められています。
さらに職種別連携や疾患別連携などの医療連携や
薬剤師の卒前、卒後教育の連携の重要性も認識さ
れており、当薬剤部の薬剤師はその中心となって
活動していかなければなりません。これらの期待
に応えるためには、薬剤部員各人のレベルアップ
を図っていくことや地域の薬剤師と連携をさらに
深め、協力していくことが不可欠と思われます。

(文責 蠣崎 淳)



写真1 岩手医科大学医学部附属病院



写真2 岩手医科大学歯科医療センター



写真3 岩手医科大学循環器医療センター



写真4 花巻温泉病院



保険薬局 薬剤師 M

そもそも後発医薬品とは何を指すのか？という事を議論せず負担金のみを考えた議論がされている事に危険を感じる。おそらくは似て非なるものという事は後発医薬品を指すのではなからうか？主成分が同じでもその他の添加物が違えば同じ物ではないという事は明らかである。それなのに確固としたデータがないままに効果が同じですと言えるはずが無い。例のTVCMは流せないと思われのだが・・・様々な講演会等で同様の発言が繰り返されているが、薬剤師会の動きが見えない。とにかく後発医薬品を使えという事なのだろうか？関係省庁の力が強いとこうもなってしまうのかと考えさせられる。せめて、学術団体としての意地を見せて欲しい。仮に使用するに当たっては、いわゆる逆ザヤ薬品を無くして欲しい。ある卸で見積りを取ったところ約1割が逆ザヤであった。消費税が8%もしくは10%になったらどうなるのであろうか？医療法人制度改革における薬局の参加と共に税制上の優遇の検討が併せて行なわれないと後発医薬品に潰されてしまう。

後発医薬品について思うこと

奥州薬剤師会 及川康憲

製造承認された医薬品は処方せんを書かれる医師、調剤する薬剤師、服用する患者様で完結され、その過程全てにPMSが伴う。

それぞれの立場で後発医薬品を考えているように思います。

私は薬剤師の立場で思う事は品質、効果は同等と思っています。患者様が望めば服用できるようになればと考えます。しかし何故国が期待するほど移行していないのか？変更可の押印が少ない？変更可の押印がされていても患者様が強く望まな

い？いろいろな理由があると思います。

調剤する側から思うと、情報提供を受ける機会が少ない、PMSがしっかりしているだろうか？品質効果は同じでも私はそこが違っていると思います。先発メーカーとPMSを共有できるようになればまた小包装の更なる完備がされたらと願う。国は処方せん様式の変更を視野に更なる進展を検討中だが、私は一般名記載の処方せんを望みます。それが後発医薬品の推進に繋がるとは思いますか？

渡る世間は後発品ばかり

(後発医薬品について)

ペンネーム 橋田 久美子

『過剰では？』と思えるほどの加山雄三さん出演するジェネリック医薬品のコマーシャル。

どちらの薬局でも

『ジェネリックって何？』

『いつもの薬と何が違うの？』

『どうすれば変更できるの？』などなど。

きっと質問攻めにあったはず。そして『後発医薬品変更可？』の処方箋。厚労省の後発品使用促進が、一歩百歩千歩の速さで押し寄せてくる。患者様の持つ選択権はもちろんの事、医師の処方量も増加している。

後発品に対する期待の大きさの反面、検討改善しなければならぬ問題もあるのでは？と思う。安定した供給の確保、品質の保障、データ・価格のバラツキなど、選択権のある患者様にとって何を基準に選ぶのかなど不安材料である事と思う。ましてや、先発品との効能効果にも違いがあるととなると、少なからず(申し訳ないが)薬剤師として不安になる。

私の薬局では、『後発医薬品変更可？』はまだ



少ない方ではあるが、目の前に立つ患者様の治療に支障をきたさない事を願いつつ何が出来るかを考える。

『ジェネリックの品揃え』

『服薬指導のためのデータ』

『服用された患者様の健康状態』

『処方医との連携』

もちろん後発医薬品に限らないが、私たち薬剤師が求められていることに十分対応できるように精進し、出来る限りの準備をしておくべきと思う。

ところで、あの若大将は、ジェネリックを処方してもらうのかしら・・・。

後発医薬品について

病院診療所薬剤部 山田線路

今の時代、ジェネリック薬品の使用は保険財政の面から、やむを得ないことはある程度理解が出来る。しかし、新薬メーカー社員を経験し情報の伝達と収集の大切さを教え込まれた者としては、今なお複雑な思いを持っている。後発メーカー担当者の中には情報伝達について、先発メーカーのデータを利用すれば事足りるとの意見を述べるものも見受けられる。しかし、現実にはアレルギーによる副作用判定を確認するDLST（薬剤によるリンパ球刺激試験）の要請が後発医薬品でも結構ある。後発メーカー担当者に副作用（疑いを含む）を連絡しても理解できない、非常に時間が掛かる、連絡が取れないなど問題も多い。後発メーカーに臨むことは、情報提供よりも情報収集と責任ある対応である。この点が改善されれば、自分自身の処方せんの後発薬品使用欄にサインをしてもらう機会が非常に増えるだろう。情報は伝達より収集、評価が難しいのだから。がんばれジェネリック！

後発医薬品に関して

ホソタ薬局 細田 稔男

ジェネリックをどのように考えるかは、個々の考え方で大きく違うと思います。

私は、推進して良いと考えています。その理由は患者負担を下げる事が重要と考えているからです。

ジェネリックを推進する場合の最大の問題点は長期投与です。先発品と後発品では、どうしても血中濃度の上り方などに差が有ると思います。そのため、一度後発品に変えたが次からは戻したという例は皆さん経験が有ると思います。それが90日処方だったらどうなるでしょうか？

1週間使ってみて、元に戻したいと患者さんが希望したら83日分の薬代はどうなるのでしょうか？後発品の初回処方時は1週間程の短期処方がジェネリック普及のためには必要だと考えます。

「まず、一回試してみましょう」と言えたら、私達薬剤師も患者さんも安心だと思うのですが。

後発医薬品の適正使用

盛岡赤十字病院薬剤部 藤原 邦彦

平成18年4月から処方箋に対して「後発医薬品への変更可」という指示が出せるようになり、保険薬局では以前よりも後発医薬品（以下、後発品）を調剤することが多くなっていると思われる。しかし、そのような処方箋を受けた場合は、患者さんの後発品選定に当たって患者さんへの情報提供が必要となり、このことが薬剤師業務をさらに多忙なものにしているようであるが、そうだからといってこれを手抜きしたのでは本末転倒である。後発品は先発品と「似て非なるもの」であるということを念頭に置いて、選定に当たっては薬価以



外に生物学的同等性、適応症、剤形などを十分に考慮した説明が必要であるし、患者さんが選択し、服用することになった後発品については、薬効や副作用などを店頭でモニターすることが必要なのではないだろうか。そうすることが後発品の適正使用に貢献することであり、薬剤師への信頼を集めることになるのではないだろうか。

テーマ「後発医薬品について」

岩手県薬剤師会常務理事 齊藤 明

医薬品医療機器総合機構は平成19年5月7日、医療関係者と一般市民を対象に、後発品の品質に関する電話相談（TEL 03-3506-9457）を始めた。まだまだ、後発品に不振を抱えている医療関係者は少なくなく、政府は後発品の市場育成を図るため、厚労省が環境整備の一貫として医療関係者まで対象を拡げた。

最近、後発品に優れ者も現れ、一昔前よりは過激なパッシングが少なくなった。現にクラリスロマイシンドライシロップでは、後発品の方が、味が良くなり、先発メーカーが慌てて味を改良したら吸収率が低下してしまった、というお粗末なお話もある。また、服用しやすいという点では、ポリスチレンスルホン酸カルシウムの先発品より後発のゼリー製の方が圧倒的人気で、シェア50%までに至ったものもある。

注射剤の中にも、先発品は結晶製剤のみしか発売されていないのに、後発品の方が溶解済みであったり、先発品はバイアルのみに対して後発品はシリンジタイプであったりと、先発品より使い勝手の良い後発品が次々と発売されている。

でも、ある事例を紹介しましょう。オキサゾラムと同じようなマイナー・トランクライザーと勘違いして、トリアゾラムの後発品を1日3回で処

方し長期間投薬してしまった。また、ピラルピシンの後発品は先発品と同成分で薬価が安いという理由で採用したら溶解しにくいと看護師からクレームを頂いた。よくよく調べてみたところ先発品には溶解補助剤が工夫されており、それが特許のため後発品にはないことが後から判った。

それから、後発品の中にはリスクを伴うような薬効を連想させる"商品名"もあり、様々な問題を抱えながら今後も後発品の環境整備と市場育成が行われるであろうと思われる。

保険薬局 三浦 正樹

当薬局での後発医薬品の現状をお伝えします。

「後発医薬品への変更可」の欄が処方箋に設けられ1年が過ぎましたが医師の署名がされたものは今までに2回しか見ていません。と言うのも、ほとんどの処方箋が最寄の医療機関からであり、もともとジェネリック医薬品の処方が多い為です。しかし、患者様からは「ジェネリック医薬品とはなにか?」「どういう制度なのか?」などの質問を受けるため、よく処方されるジェネリック医薬品の一覧表を作成し、患者様がいつも飲まれているジェネリック医薬品が先発品に対してどのくらい安くなっているのか、他にどのような後発医薬品があるかを、一目で分かるようにしています。これからも後発医薬品について相談しやすい環境を考え、この制度がもっと定着するよう患者様の手助けができるような活動をしていきたいと思えます。

次号のテーマは

「お薬手帳の活用法について」です。

ご意見のあて先 県薬事務局（FAX又はmailで）

実習生を受け入れて

久慈支部 久 慈 みどり

此の三月、我が調剤薬局では初めて4週間という長期間、実習生を受け入れた。「是非地元の調剤薬局で実習したい。」と要望されたとの事。当薬局は、四年制の実習生認定受入薬局に名を連ねてはいるが、実の所、当初と事情が打って変わって、受け入れはなかなか厳しい状況である。六年制課程では実務実習期間が、病院・薬局各2.5ヶ月。四年制課程でも、その実習書に準拠して編集されたものに基づいて実習させ評価しなければならない。

指導薬剤師は、当薬局一番の若手薬剤師である。彼は4週間の実習スケジュール作成に東奔西走を始めた。大学における講義では理解・経験できない事を、現場で体験・修得してもらう事に主眼があるとの事。薬局内業務の他に、介護保険業務を学ばせるためにケアマネージャーと打ち合わせしたり、各部署又、多忙な社長と連絡を取ったりと、受け入れ準備に奮闘した。我が若手薬剤師達は、私とは娘・息子程の年齢差があるが、今回程頼もしく思えた事はない。

斯して実習書のカリキュラムに沿い、実習生は地域に密着した薬剤師活動の体験として、我が社長の『健康に関する講演会』や当薬局内のお客様対象『健康セミナー』に参加した。又、学校薬剤師の職務を見聞する事も実習項目の一つとの事。私の学校環境衛生検査に同行させて、一通り体験させた。

現体制での実習生受け入れは、指導薬剤師にとってかなりのエネルギーが必要で負担も大きい。実習後半には指導者らしいコメントをし、風格らしきものが漂ってくる。実習生も受け入れ体制不備の中、又患者様や同年代のスタッフ等の視線がある中、4週間の長期に渡り良く頑張った。私自身はと言えば、実習生とのコミュニケーション不足が反省される。その為か、実習内容に対する反応が弱かった様に思う。とにかく今回は、若手薬剤師のエネルギーを感じる事ができ、又、私にとっても貴重な経験だった。

————— ◇ ————— ◇ —————
次回は釜石支部の久喜雅裕先生にお願いします。

* お詫びと訂正 *

前号のリレーエッセイ『生還』で誤植がありました。大変申し訳ございませんでした。

心からお詫び申しあげるとともに次のとおり訂正いたします。

2行目 (誤) 憧れただけで、 (正) 憧れだけで、

10行目 (誤) 辛い放射線治療に (正) 辛い放射線治療に



個人情報保護のため不掲載

個人情報保護のため不掲載

個人情報保護のため不掲載

個人情報保護のため不掲載



保険薬局の動き



(H19/1/2～H19/2/1)

新たに指定された保険薬局

支部名	指定年月日	薬局名称	開設者名	〒	住所	TEL
盛岡	H19.03.01	巢子バード薬局	田崎 悟	020-0173	岩手郡滝沢村滝沢字狼久保686番地3	0196941277
盛岡	H19.04.01	さかな町薬局	杉山 善正	020-0878	盛岡市肴町4番30号	0196518311
盛岡	H19.04.01	クローバー薬局	照井 範子	020-0866	盛岡市本宮字小坂小瀬13番3	0196562011
花巻	H19.04.10	あい薬局花城店	村元 裕	025-0075	花巻市花城町12番14号	
久慈	H19.04.15	ホソタ薬局	細田 稔男	028-0065	久慈市十八日町一丁目21番地	0194531193
一関	H19.04.01	つくし薬局川崎店	西舘 孝雄	029-0202	一関市川崎町薄衣字久伝17番地1	0191365002
釜石	H19.04.02	おおぞら薬局	木村久美子	026-0025	釜石市大渡町二丁目6番12号	0193312030
盛岡	H19.04.01	しらゆり薬局	千葉 光孝	028-7112	八幡平市田頭第37地割103番地6	0195751922
奥州	H19.04.01	むつみ薬局	八巻 貴信	023-0851	奥州市水沢区南町4番21号	0197224666
宮古	H19.04.01	たかはし薬局	高橋 茂樹	027-0501	下閉伊郡岩泉町岩泉字下宿44番地1	0194225111
北上	H19.05.01	ニコニコ薬局	吉川 光輝	024-0024	北上市中野町一丁目10番29号	0197655551
一関	H19.05.01	一関サティ薬局	川本 敏雄	021-0015	一関市山目字泥田89番地1	
盛岡	H19.05.01	パーク薬局	鳥居 鮎美	020-0172	岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼80番	0196018988
盛岡	H19.05.01	キリン薬局	大橋 正和	020-0173	岩手郡滝沢村滝沢字穴口377番地1	0196478535

廃止した保険薬局

支部名	廃止年月日	薬局名称	開設者名	住所
盛岡	H19.02.28	巢子バード薬局	野舘 忠治	岩手郡滝沢村滝沢字狼久保686番地3
盛岡	H19.03.31	菅薬局本店	菅 一史	盛岡市みたけ四丁目14番1号
盛岡	H19.03.31	さかな町薬局	菊池真知子	盛岡市肴町4番30号
北上	H19.04.02	やすはら薬局	安原 孝郎	北上市本通り二丁目4番20号
久慈	H19.04.14	ホソタ調剤薬局	細田 稔男	久慈市十八日町二丁目12番地
釜石	H19.04.01	おおぞら薬局	木村久美子	釜石市大渡町二丁目6番9号
盛岡	H19.03.31	しらゆり薬局	越場 周二	八幡平市田頭第37地割103番地6
宮古	H19.03.31	ドラッグストア たかも	高橋 茂樹	下閉伊郡岩泉町岩泉合の山12番地2



求人情報



	種別	勤務地	求人者名	勤務時間		休日	その他
				平日	土曜日		
19.5.9	保険薬局	陸前高田、大東、住田、岩手各地5店舗	総合メディカル東京管理本部	8:30～18:00		土、日、祝祭日	週40時間シフト
19.5.1	保険薬局	花巻市円万寺下中野	ゆぐち薬局	9:00～18:00	9:00～12:30	日、祝祭日 第2,3,5土曜日	
19.5.1	保険薬局	花巻市湯本	花巻温泉薬局	8:30～17:30	8:30～12:30	日、祝祭日 第2,3,5土曜日	
19.4.20	保険薬局	盛岡市内7店舗 雫石町内1店舗 大迫町内1店舗	(株)アオキファーマシー	9:00～18:00	9:00～13:00	日、祝祭日	週40時間勤務 パート可
19.4.2	保険薬局	北上市上江釣子	フジ調剤薬局	9:00～18:00	9:00～14:00	日祝祭日	
19.3.30	保険薬局	大船渡市大船渡町字茶屋前	マルヤ薬局	8:30～19:30	8:30～13:00 (木・土曜日)	日・祝祭日	
19.3.28	保険薬局	花巻市西大通り	パール薬局	8:30～18:30	8:30～13:00	木、土の午後 日、祝祭日、お盆、年末年始	パート可 保育料の補助あり
19.3.28	保険薬局	盛岡市上田1	あおば薬局	9:00～18:00	9:00～13:00	日祝祭日	週休二日制
19.3.15	病院	花巻市御田屋町	県立花巻厚生病院	8:30～17:15	-	年間120日	
19.3.12	保険薬局	盛岡市向中野	みなみ薬局	9:00～18:00	9:00～13:00	日祝祭日、木曜	
19.2.23	保険薬局	盛岡市向中野	リーフ薬局	8:30～18:30	8:30～12:30 (水・土曜日)	日祝祭日	平日はシフト制 昼休90分 パート可
19.2.20	保険薬局	花巻市西大通理2丁目	タカハシひかる薬局	8:30～18:00	8:30～12:30 (木・土曜日)	日祝祭日、第3土曜日	パート可
19.2.17	保険薬局	盛岡市永井	かつら薬局	8:30～18:00	9:00～15:00	日・祝祭日	4週6休
19.2.16	保険薬局	盛岡、矢巾、水沢、一関、宮古各店	(株)薬王堂	9:00～18:00	9:00～15:00	週休二日制	ハート可
19.2.1	保険薬局	神明町、緑ヶ丘、仙北町、山岸	エメラルド薬局	9:00～18:00	9:00～13:00	日・祝祭日	パート可
19.1.31	保険薬局	一関市山目字泥1	マイカル一関サティ			月間10日前後	パート・嘱託可
18.12.21	病院	滝沢村大釜字吉水	栃内第二病院	8:30～17:00	8:30～12:30	日・祝祭日 4週6休	パート可
18.12.22	保険薬局	盛岡、花巻、北上、江刺各店	(株)ツルハ	9:00～18:00	9:00～18:00	年間110日	
18.12.22	保険薬局	盛岡市愛宕町	あたご薬局	応相談			
18.12.21	保険薬局	石鳥谷町新堀	フォレスト薬局石鳥谷店	8:30～17:30	8:30～17:30	月曜のほか1日	完全週休二日制
18.12.21	保険薬局	奥州市前沢区古城	フォレスト薬局前沢店	8:30～17:30	8:30～17:30	月曜のほか1日	完全週休二日制
18.12.21	保険薬局	盛岡市中太田泉田	フォレスト薬局盛岡店	9:00～18:00	9:00～13:00	月曜のほか1日	完全週休二日制
18.12.1	保険薬局	一関市山目町	中里薬局	8:30～17:30	8:30～13:00	日、祝祭日	週休二日制
18.11.27	保険薬局	奥州市水沢区字川原小路	水沢調剤薬局	8:45～17:45	8:45～12:15	日祝祭日、隔週土曜	
18.11.15	病院	盛岡市上田松屋敷	もりおかこども病院	8:30～17:15	8:30～12:30	日祝祭日	週休二日制
18.11.13	保険薬局	北上市大通り	とちのき薬局	10:00～19:00	8:30～14:30	日祝祭日・木曜	
18.11.1	保険薬局	盛岡市名須川町	ポプラ薬局	9:00～18:00	9:00～13:00	日・祝祭日	
18.10.31	保険薬局	県内12店舗16名	日本調剤(株)東北支店	9:00～18:00	9:00～13:00	日祝祭日・土曜	週休二日制 パート可

■岩手県薬剤師会【薬剤師無料職業紹介所】では、求人、求職ともそれぞれ「求人票」、「求職票」を登録のうえでのご紹介となっております。登録をご希望のかたは、直接来館または、「求人票」「求職票」を送付いたしますので県薬事務局（電話 019-622-2467）までご連絡ください。受付時間は（月～金/9時～12時、13時～17時）です。なお、登録については受付日～三ヶ月間（登録継続の連絡があった場合を除く）とします。



図書紹介



1. 「保険薬事典 平成19年4月版」

発行	じほう
判型	A5判 700頁
定価	4,620円(税込)
会員価格	4,160円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

2. 「保険薬事典プラス 平成19年4月版」

従来の保険薬事典に「適応」「用法」の情報を追加掲載

発行	じほう
判型	A5判/2色刷り 860頁
定価	4,830円(税込)
会員価格	4,350円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

3. 「薬価基準点数早見表 平成19年4月版」

発行	じほう
判型	A5判 900頁
定価	3,780円(税込)
会員価格	1,950円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

4. 「レプト事務のための薬効・薬価リスト 平成19年版」

発行	じほう
判型	B5判 1000頁
定価	6,825円(税込)
会員価格	6,100円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

5. 「投薬禁忌リスト 平成19年版」

発行	じほう
判型	B5判 630頁
定価	4,095円(税込)
会員価格	3,570円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

6. 「ジェネリック医薬品リスト 平成19年4月版」

発行	じほう
判型	A5判 400頁
定価	2,940円(税込)
会員価格	2,520円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

7. 「薬剤師と介護保険」

発行	エルゼビア・ジャパン
判型	A4判 74頁
定価	2,625円(税込)
会員価格	2,400円(税込)
送料	①県薬に送付の場合無料(支部除く) ②個別送付の場合 1部 210円、2部 310円、3部以上無料

8. 「薬剤師MRコメディカルのための救急医療マニュアル」

発行	エルゼビア・ジャパン
判型	B5判 149頁
定価	3,675円(税込)
会員価格	3,300円(税込)
送料	①県薬に送付の場合無料(支部除く) ②個別送付の場合 1部 210円、2部 310円、3部以上無料

9. 「病態生理と薬効薬理から処方せんを見る -精神科領域-」

発行	日本薬剤師研修センター
定価	2,500円(税込)
会員価格	2,275円(税込)
送料	①県薬に送付の場合無料(支部除く) ②個別送付の場合 1冊 336円

10. 「JPDI日本薬局方医薬品情報2006」

発行	じほう
判型	B5判 2130頁
定価	27,300円(税込)
会員価格	24,570円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

11. 「患者の訴え・症状からわかる薬の副作用」

発行	じほう
判型	B5判 321頁
定価	3,360円(税込)
会員価格	2,940円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

12. 「健康食品の基礎知識 改訂版」

発行	じほう
判型	B5判 248頁
定価	2,520円(税込)
会員価格	2,200円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

13. 「法律からわかる薬剤師の仕事 改訂版」

発行	じほう
判型	B5判 252頁
定価	2,310円(税込)
会員価格	2,100円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律500円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

14. 「薬局・薬剤師のための介護保険制度の手引き -介護保険法改正対応改訂版-

発行	薬事日報社
判型	B5判 293頁
定価	3,360円(税込)
会員価格	2,900円(税込)
送料	①県薬及び支部に送付の場合無料 ②個人宛一律350円、10冊以上 同一箇所に送付の場合無料

☆図書の購入申し込みは、県薬事務局まで。

☆申し込み方法と価格変更のお知らせ☆

「健康食品のすべて-ナチュラルメジン-データベース」

申込方法 専用の申込書により同文書院へ直接申し込んでください。

専用申込書は、日本薬剤師会雑誌平成19年4月号に差し込み配付されています。

また、日本薬剤師会ホームページの会員向けページにも掲載されています。

会員価格①「書籍版のみ」または「CD-ROM版のみ」 10,000円(税・送料込)

②「書籍版+CD-ROM版」 15,000円(税・送料込)

支払方法宅配便による代金引換になります。(代引手数料は出版社負担)

編集後記

新緑がまぶしい季節になり、木々の緑を見ているととても癒される感じがします。

昨年10月から岩手県薬剤師会誌の編集委員を仰せつかり、半年が過ぎようとしております。新たに生まれ変わる広報誌の作成といった重要な時期に、私の様な者が相応しいのだろうかと思われ編集委員会が開催されるたびに思ってきました。今まで読者に専念しているだけで良かったものが、急に編集当事者となってみますと、やはり今までとは視点が変わりますし、考えも変わってきています。編集といった経験が全くない私ではありますが、私にとって非常に良い経験をさせて頂ける機会でもあり、先輩の編集委員の方々にひとつひとつ教わりながら、また少しでも生まれ変わった広報誌「イーハトーブ」が、会員皆様方のお役に立てる広報誌となれますよう、微力ながら努力して行きたいと思っております。会員皆様方のご指導を宜しくお願い致します。

編集委員 三浦 祐福

．．．．． お知らせ ．．．．．

岩手県薬剤師会誌「イーハトーブ」の内容は、ホームページでもご覧いただけます。

(社) 岩手県薬剤師会ホームページ <http://iwayaku.or.jp/>

「会員のページ」ユーザー名 iwayaku

パスワード iwayaku

「イーハトーブ」は、会員相互の意見や情報の交換の場です。

会員の皆様からの投稿・意見・要望をお待ちしております。

投稿・意見・要望あて先 県薬事務局 TEL 019-622-2467 FAX 019-653-2273

e-mail ipalhead@iwayaku.or.jp

編集	担当副会長	畑澤博巳
	担当理事(広報委員会)	武政文彦、齊藤明、藤原純榮、村井玲、高林江美
	編集委員(編集委員会)	高林江美、白石知子、工藤晋、三浦祐福、高橋菜穂子

イーハトーブ～岩手県薬剤師会誌～ 創刊号

第1号(奇数月1回末日発行) 平成19年5月25日 印刷
平成19年5月31日 発行

発行者 社団法人 岩手県薬剤師会 会長 村井 晃
発行所 社団法人 岩手県薬剤師会 〒020-0876 盛岡市馬場町3番12号
TEL (019) 622-2467 FAX (019) 653-2273
e-mail ipalhead@iwayaku.or.jp

<http://www.iwayaku.or.jp/> ユーザー名 iwayaku パスワード iwayaku
印刷所 杜陵高速印刷株式会社 〒020-0811 盛岡市川目町23番2号 盛岡中央工業団地
TEL (019) 651-2110 FAX (019) 654-1084

